

**2021**

**第19回群馬県図書館大会 報告書**



**日時：令和3年10月28日（木）  
～ 11月26日（金）**

**会場：群馬県立図書館ホール**

**形式：（全体会）ライブ配信**

**（分科会）動画配信（YouTube）**

## 目次

全体報告	1
記念講演	
「知のアーカイブとしての図書館を考える」(根本 彰 氏)	4
第1分科会報告	
「デジタルシフトする図書館を考える」	8
第2分科会報告	
「コロナ禍で変容する図書館の情報提供の在り方」	12
第3分科会報告	
「SDGsと学校図書館」	31
アンケート結果	巻末

※本書に所収する講師・発表者やパネラー等の発言は、大会当日1回限りを前提とした発言内容を事務局及び分科会記録担当者が要約したものです。従いまして、引用の範囲を超えた転載・二次利用は御遠慮くださるようお願いします。

全 体 報 告

事業名	第19回 群馬県図書館大会 (オンライン開催)
日時	【ライブ配信(式典・表彰式)】 令和3年10月28日(木) 10:00~10:40 【動画配信(記念講演、分科会)】 令和3年10月28日(木)~11月26日(金)
撮影会場	【式典・表彰式】 群馬県立図書館 3階ホール
主催	群馬県図書館協会(群馬県立図書館、群馬県公共図書館協議会、群馬県大学図書館協議会、群馬県高等学校教育研究会図書館部会、群馬県小中学校教育研究会学校図書館部会)
後援	群馬県教育委員会
大会テーマ	新時代の図書館
内容	<p>1 式典・表彰式(10:00~10:40) ※県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」でライブ配信</p> <p>(1) 主催者挨拶 群馬県図書館協会 会長 稲葉 友昭(群馬県立図書館長)</p> <p>(2) 来賓祝辞 群馬県教育委員会 教育長 平田 郁美 群馬県議会 副議長 安孫子 哲</p> <p>(3) 来賓紹介、加盟団体の長紹介 群馬県教育委員会生涯学習課 課長 俣田 浩一 群馬県立図書館協議会 委員 清水 さとみ  續木 美和子  前澤 和之  高木 扶実子 群馬県公共図書館協議会 会長 中澤 晃(渋川市立図書館長) 群馬県高等学校教育研究会図書館部会 部会長 高田 博基 (群馬県立前橋西高等学校長)</p> <p>(4) 表彰式 ①優良図書館群馬県教育委員会表彰 中之条町ツインプラザ図書館(中之条町) ②群馬県読み聞かせボランティア顕彰 読み聞かせの会「どんぐりこ」(桐生市) よむよむ(館林市) 渋川西部公民館読みきかせボランティアの会(渋川市) 藤岡第二小学校読み聞かせボランティア(藤岡市) 平塚 千秋氏(大泉町) ③第54回全国優良読書グループ表彰(伝達) 吉岡町図書館ボランティア「わらべの会」(吉岡町)</p>

④令和3年度全国公共図書館協議会表彰（伝達）

齊藤 寿美子 氏

【写真】

《優良図書館群馬県教育委員会表彰》

中之条町ツインプラザ図書館



よむよむ

《群馬県読み聞かせボランティア顕彰》

読み聞かせの会「どんぐりこ」



渋川西部公民館読みかせボランティアの会



藤岡第二小学校読み聞かせボランティア



平塚 千秋 氏

内容



《第54回全国優良読書グループ表彰伝達》

吉岡町図書館ボランティア「わらべの会」



《令和3年度全国公共図書館協議会表彰伝達》

齊藤 寿美子氏



<p>内容</p>	<p>2 記念講演 ※ 県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で参加者限定配信  演題：「知のアーカイブとしての図書館を考える」  講師：根本 彰 氏（東京大学名誉教授）</p> <p>3 分科会 ※ 県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」で参加者限定配信</p> <p>第1分科会（公共図書館）「デジタルシフトする図書館を考える」  講 義：「図書館の再定置：群馬県から考える」 福島 幸宏 氏（慶應義塾大学准教授）  事例発表：「群馬県立図書館デジタルライブラリーの県域化について」  市村 晃一郎 氏（群馬県立図書館）</p> <p>第2分科会（大学・短大・高専図書館）「コロナ禍で変容する図書館の情報提供の在り方」  講 義：「著作権と学術情報流通の变革」 森 一郎 氏（琉球大学附属図書館事務部長）  講 義：「情報伝達のための即席動画作成とその周辺知識について」  川本 真一 氏（群馬工業高等専門学校准教授）  事例発表：「大学図書館の動画制作について」 清水 圭 氏（高崎健康福祉大学図書館分館）</p> <p>第3分科会（学校図書館）「SDGsと学校図書館」  事例発表：「小学校図書館におけるSDGsへの取り組み」  花川 智子 氏（目黒区立五本木小学校）  事例発表：「80字創作で磨く『正解のない問いへの答え方』」  岡部 秀樹 氏（群馬県立沼田高等学校）  事例発表：「『引用』の授業、どうしてますか？」 青木 いず美 氏（甘楽町立福島小学校）  事例発表：「群馬県立太田高等学校の明治期蔵書」 関塚 誠 氏（群馬県立太田高等学校）</p>
<p>参加申込者数  動画再生回数</p>	<p>参加（動画視聴）申込者数：232名  動画再生回数（延べ）：1,233回（式典109回、記念講演187回、分科会937回）</p>
<p>評 価  反 省  そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策として、群馬県図書館大会として初めてとなる、オンライン形式（県公式YouTube「tsulunos」からの動画配信）で大会を開催した。</li> <li>・ 例年よりも多く参加（視聴）申し込みがあり、動画再生回数も予想を上回った。これは、対面形式とは異なり、複数の分科会を並行して視聴できたことや、自分で都合の良い時間に動画を視聴できる、オンライン形式の利点が理由と考えられる。</li> <li>・ 式典及び表彰式については、来賓、受表彰者及び関係者のみを招待して群馬県立図書館ホールで挙行し、その様子をYouTubeでライブ配信した。なお、ライブ配信に係る業務は、県内の専門業者に委託した。</li> <li>・ 記念講演のほか、館種別の3分科会を設定した。知のアーカイブとしての図書館、デジタルシフトを前提とした公共図書館の再定置、変革する著作権の状況、図書館からの動画作成と発信、SDGsの目標を念頭にした学校図書館活動など、新時代の図書館で重要となる課題について、広く学ぶ機会とできた。</li> <li>・ 記念講演や分科会の講義・事例発表は、全てオンライン会議システム「Zoom」を使用して事前に動画を収録するとともに編集を加えた。収録作業は、すべて事務局が行った。編集作業は、事務局が講師の要望を確認して指示し、業者が実施した。</li> <li>・ 講師の要望に沿って、発言の修正や撮り直し、トリミングができるなど編集可能な動画ならではの利点があった。他方、聴衆を目前としていないため、反応を伺いながら調整できず、かえって講義がやり難いとの声も寄せられた。</li> <li>・ ホームページに設けたアンケートの回収率が、13%と低かったので改善したい。</li> </ul>

## 「知のアーカイブとしての図書館を考える」

根本 彰 氏（東京大学名誉教授）

本講演では、「知のアーカイブ」という言葉を中心に図書館だけでなく文書館（アーカイブズといえば文書館）や博物館などの類縁機関、知を保存するための行為や仕組みも視野に入れてお話しする。

最初に、「もし私が彼方まで見通せていたとしたら、それは巨人たちの肩の上にたっていたからだ」という有名なアイザック・ニュートンの言葉を紹介する。

この言葉は、万有引力発見などの彼の業績は、彼がゼロから自分の観察と思考だけで達成することができたのではなく、古代メソポタミアあたりからの天文学や物理学の蓄積、近代的発明による観測機器のなどの様々な助けがあって達成することができたということを言い表している。これは、「アーカイブ」の思想の一番基本的な考え方で、歴史的に蓄積されてきた過去の言葉、過去の知を次の世代にどのように生かすかということであり、それを専門的に行う機関として、図書館や博物館、文書館などがある。もちろん、科学者個人や出版、学校教育、大学などでも行われているが、図書館や博物館、文書館の果たす役割は非常に重要である。

1910年代から20年代に感染症（スペイン風邪）が大流行したことが人々の意識に大きな影響を与え、20世紀世界を地球上の各地域が相互に関わりをもつものへと決定づけたと言われる。それと同じようなことが、このコロナ禍で起こっている。そして、デジタル、インターネット、ネットワーク革命と呼ばれるような現象はそれを1世紀前と比べるとはるかに速くはるかに広範囲ではるかに深いレベルで浸透し、図書館にも非常に大きな影響を与えている。今や、ネットがインフラになったと言えるようになってきた。ただ、前のインフラが全面的に置きかわるというわけではない。だから、紙や活字系のメディアはなくなると確信をもって言える。コロナ禍は今後の世界を大きく変える。その中で図書館が持つ知識情報資源のアーカイブ作用が改めて注目される。アーカイブは過去を振り返ることで、そこから新たな知が汲み出される。知恵の源が用意されていない社会は発展しない。アーカイブの専門機関として極めて重要になる図書館が、ネットワークに全て置きかわるというわけではない。それがなぜなのかも含めて考えてみたい。

大学院に入ったときから通算して45年、図書館情報学の研究を続けてきた。図書館情報学は、一方では人文社会系に近いような司書の養成、他方ではコンピュータを応用したような情報検索のため技術、この二つのイメージで語られるが、なんとなく説明しづらい。45年常々考えてきて、最近、特に思うことをまとめたのが著書『アーカイブの思想—言葉を知に変える仕組み』（みすず書房、2021年1月）である。

私が今思っている仮説は、「図書館という制度、司書という職、図書館情報学という学問は、日本で軽視されてきたわけだが、それは、近代以降の日本の知の在り方がいびつだったからではないか」というものである。知の在り方を説明するのは難しいが切り口はいくつかある。私にとっての切り口は、「教育」である。

知というものは怪しい知、正しい知、間違っただ知といろいろあるが、そういうものの中で、特に真正な知（AUTHENTIC KNOWLEDGE）というのを見いださなければならないということで、方法的な概念としてこの言葉を使っている。

日本の学校教育と社会教育や図書館という分野で一番違うのが「知のかまえ」である。日本の学校教育というのは、基本的には正しい知というものを伝えなければならないという考え方が非常に強く、様々なものを規定している。ただ、最近は、知というものは、もっと相対的なもので、一人一人が判断する根拠があればそれでよいのだという考え方も少しずつ表れてきている。新しい学習



指導要領で「探究」という言葉がたくさん使用され、それに合わせて学びの姿勢に変化が見られ始めている。そのときに、「知のコンテンツ」と「知の方法」を区別することが非常に重要となる。

社会に出れば当然、コンテンツとしてデータ・情報・知識があふれている。ネットにも様々な知があふれている。だから、自分で判断して何が寄って立つべき真正な知なのかを見極める必要がある。見極める方法として、メディアリテラシー、情報リテラシーという考え方がある。アーカイブ的手法というのは、方法をうまく選びながら正しい、自分なりの真正な知というものを求める方法である。

「アーカイブ」「アーカイブズ」は、後で自分が使いやすいように情報を蓄積し、そこから何かを取り出す仕組みということである。「アーカイブ」というと非常に広い意味であり、「アーカイブズ」というと狭い意味、一点しかないような資料という意味になる。図書館や文書館、博物館といった機関は、資料を集めて蓄積し、提供している。ここで言う資料は、「アーカイブ」といってもよい。ただ、文書館は「アーカイブズ」を集めて、編集し、利用可能にする。博物館は、ものとしての資料「アーカイブ」を集めていると捉えることができる。図書館は、書物・図書・雑誌を扱っているが、これは、ものとしての資料や記録、一点しかない資料と何がどう違うのだろうか。それを考えるときに、書物がどういうものかを考える必要がある。その際、ぜひみなさんに読んでもらいたいのがイヴァン・イリイチの『テキストのブドウ畑で』（法政大学出版局、1995年1月）という本である。イリイチは、その本の中で、12世紀に書かれたユークの『学習論』を引用し、読書によって自分の考えを作っていくことができる、つまり、本というものは思考の道具になると述べている。

西洋では12世紀頃から、考えるためのツールとして、本が作られ始めた。そして、書き言葉が自己を鍛え、思想を形成するための道具となるとされ、これが近代における書物の位置づけとなった。活版印刷術は15世紀になってから用いられるようになったが、12世紀にはすでに本が果たす役割についての考察が深められ、思考の媒体としての本が表れたことを示している。

アーカイブの機能には、資料解読や編集、資料研究、展示解説、デジタルアーカイブ等が含まれる。一般の市民は、博物館でも文書館でも、キュレーションを通じて資料にアクセスする。ところが、図書館の場合は、資料に対する直接のアクセスは通常は利用者まかせのことが多い。

しかしながら、ここで、私が「アーカイブ」ということを意識してみなさんにお伝えしたいのは、アーカイブを意識することなしに図書館の仕事はできないということである。そういう意味で、図書館も知のアーカイブ構造の中に位置づけられていると言える。もともと図書館の手法としてあった目録にせよレファレンスサービスにせよ、内容も含めて、知にアクセスすることを考える必要があるだろうと考えている。

ここで、西洋的なアーカイブの歴史的発展を見ていきたい。

まず、欧米のアーカイブ装置(1)としてスイスの世界遺産にもなっているザンクト・ガレン修道院図書室を紹介する。中世の本は写本なので平積みや上に重ねるなどして保存していたが、ここでは普通の冊子体の本になり表紙を見せて手に取れるようにしている。この建物は18世紀ぐらいに再建された建物であるが、今の図書館とほぼ同じように資料を自由に利用する機能を果たすものとして現れている。

次に、欧米のアーカイブ装置(2)としてサンシェール修道院僧ユークのコンコーダンスと『ポリアンテア』を紹介する。コンコーダンスは、13世紀に作られた聖書の全文索引である。特定の語句がどこに出てくるかを一覧にし、探し、調べるためのツールになっている。『ポリアンテア』は、17世紀に書かれたもので、世界の知というものを分類して一覧にした、知の構造というものを表現したツールである。これらも知のアーカイブ装置であり、図書館のレファレンスツールや分類表の最初のものとして位置づけられる。

次に、欧米のアーカイブ装置(3)としてオランダのライデン大学図書館を紹介する。17世紀に作られた図書館だが、書架が分類されている。つまり、知識が分類されていて、数学とか物理学とか、様々な分野にわたって知識全体の領域がカバーされている。今の図書館と比べたら蔵書は少ないが、

重要な本が開架され、書架の奥には目録の箱が置いてある。こういうアーカイブ装置によって、大学では学問をやるにあたっては書物が重要な役割を果たしていたことが分かる。

次に、欧米のアーカイブ装置(4)としてアメリカ議会図書館を紹介する。20世紀初頭に作られ、全体が円筒形になっている。天井はドームになっていて、彫像が立っている。知を八つの分野に分けて、それぞれの分野に二人ずつ偉人の彫像を配置している。この閲覧室全体が、世界の知というものを表現している。円形になっているということと、知全体をカバーしているということで、西洋的な円環的な知の構造を示していると言える。

ここで、図書館員の系譜を確認しておく。最初の図書館学の著書を書いたガブリエル・ノーデは、フランスの宰相マザランの個人蔵書を管理する人だった。その後も、ライプニッツやゲーテ、シラーなどの知識人・文人・哲学者たちが、王侯貴族から頼まれて私的な蔵書管理者となり、蔵書構築に関する助言もしていた。まだ、図書館とは言えないが、後に図書館に発展していくので、これが図書館員の最初と言われる。

19世紀になると、司書が職業として現れ始める。ドイツのシュレティンガーは宮廷図書館の専門の司書で図書館学の著書がある。だが、今一般的に知られている図書館学は、英米でスタートした図書館学である。19世紀末～20世紀初頭にかけて図書館専門職というものが現れたときに、図書館協会が(アメリカが一番古く1876年にメルヴィル・デューイやカッターが中心で)できた。デューイは、アメリカやイギリスで使われているデューイ十進分類法の創始者であり、コロンビア大学における図書館員養成教育を最初に始めた責任者でもある。だから、デューイは、英米図書館学の創始者の一人と言われている。世界的に見れば、これが今一番発展した図書館員の集まりであり、養成の体系であり、図書館の運用技術なども含めて、図書館情報学はここから発展した。

最後に、欧米のアーカイブ装置(5)としてニューヨーク公共図書館を紹介する。ここは、2・3年前に日本でも公開された3時間半の長尺映画の舞台となった。映画を見ると、アスター図書館とレノックス図書館が一緒になって始まった同館は公共図書館が市民のきわめて多様なニーズに応えようとしているところが描かれている。と同時に、この図書館が運営・経営という意味では、半官半民でやっているのだから、外部資金を獲得するために説明責任が大変という話があって非常におもしろい。

ここまで、西洋的なアーカイブの歴史的発展を見てきたわけだが、日本社会も、実は、歴史的にアーカイブ装置をもっていた。例えば、貴族や寺社には、重要な文献が置いてあった。大名や商家は本を集め、場合によってはお互いに交換して、図書館的な仕組みの、前提的な活動をやっていたと言われている。それから、注釈書や編纂書、類書、書誌学、考証学も含めて、本を編集するという技術や伝統があった。また、幕末の私塾では「会読(みんなで同じ本を読み、内容について議論し合う)」が行われていた。これは、今の大学のゼミと考え方が似ており、非常に研究的な姿勢があった。日本の江戸時代までも、アーカイブ的なものは濃厚にあったと考えられる。

明治4年に、岩倉使節団が米国・欧州を訪問して、明治国家の構想を練った。帰国後、何を見てきたかということ久米邦武という人が記録した『回覧実記』が残されている。米国や欧州を訪問した際に、図書館や博物館を見て「西洋の図書館、博物館を見る毎にその意識の高いことを感ずる。わが国のようにはるか東方の国の文物も、高い価値を惜しむことなく、また、集める労苦も厭うことなく収集したり採録したりしている。……西洋がよく日進月歩の実を上げるのは、その根本に昔のものを大切に思う心があるからである。」などと書き残している。この頃までは、アーカイブ的な思想をみんながもっていたのは確かである。

しかし、その後、優先順位が付けられて、アーカイブ装置よりも富国強兵・殖産興業が優先された。アメリカはヨーロッパの文明を移植して図書館(の閲覧室)を作った。日本は、図書館を作るのではなく、知の翻訳輸入(視察・翻訳・お雇い外国人)をし、過去の遺産の蓄積よりも同時代的な流通を重視した。つまり、今、知として流通しているものをそのままもってきて、すぐに移植すればよいと考えたのである。このやり方だと知の方法が身に付かない。要するに、すでにある知を自分の中に移植するだけなので、知を獲得するプロセスを自分で経験しないということになる。ア



ーカイクを利用した学びというのは、プロセスを学びながら、経験しながら自分の中に取り入れるということなのだが、それは後回しとなってしまった。

日本に図書館の制度がきちんと入ってきたのは戦後である。1948年～1953年の間に制定された三つ（博物館法を入れると四つ）の法律、これはいずれも占領軍の指示が強く作用してできた。この中で、1948年にできた国立国会図書館法は、実のある、非常に重要な法律である。ジャパンサーチのような画期的なことを国会図書館主導でできたのは、国会図書館にそういう技術があったからで、ああいう技術を開発できるのはそれなりの陣容と財政力があるからだ。よく知られているように、国会図書館には正規職員が900人近くいるが、国立公文書館には70人しかいない。同じようなMLA機関でも規模が違う。1948年と50年の間に占領方針の転換という大きな転換があり、図書館法・博物館法・学校図書館法は、特に財政的・人的なものが手抜きのまま、形だけ作られた実効性のない法律だったからである。国立公文書館ができるのは1971年になってからであり、国立公文書館法は1999年成立である。

デジタル社会というものが作られつつあり、図書館は、そこに適応していく必要があるのだが、他方ではアーカイブ的な役割を特に紙とかパッケージ系のメディアで果たしていく必要がある。そこで重要になるのが、一般の市民が図書館をどう利用するかということである。

情報リテラシーを学校図書館の利用も含めて、本当は、教育課程の中にきちんと取り込む必要がある。また、図書館的な知、アーカイブ的な知というのは、全ての探究や学習の基になっているという考え方を教員にもってもらう必要がある。

情報リテラシーという考え方を重視して、一人一人が図書館とかネットの情報にどういうふうにアクセスし、それをどういうふうに自分で評価しながら使いこなすかという考え方を身に付けてもらうことが今後の大きな課題になっている。

私が強調したい独学の思想とは、一人一人が自分で学び、自分で何か知を構築し、発表するということである。

ここに、福澤諭吉とか柳田園男、南方熊楠、高群逸枝、現代の人でも、三浦つとむとか谷川健一とか森銑三（この人は、図書館職員の経験もある書誌学者）、小阪修平といった人の名前を挙げたが、こういう人たちが、独学の知というものを語っている。最近では、独学の思想と方法を学ぶための『独学大全』（読書猿著、ダイヤモンド社、2020年9月）という本がベストセラーになった。こういう本が現れたというのも、やはり、今のネット社会とかの中で、一人一人が自分の知の根拠というものを見失いがちだと分かってきて、その根拠を自分で作っていきこうという考え方になっているからだと思う。

そして、これは、私自身のテーマなのだが、沖縄の図書館や福島の資料館などの例から、地域的な知のアーカイブがどのように構築されているか、また、中央の知（ナショナルな知）と地域的な知の違いはなにかなどについて、今後研究していきたいと思っている。

最後になるが、知の効果的な蓄積と流通ということで、図書館は、今のネット社会の中では、効果的なところまでいかないかもしれないが、少なくとも、図書館にしかできないような知の蓄積と流通の方法があるはずである。そこをいかに確保するかということと、その場合にローカルとナショナルの関係、あるいはグローバルな関係をどう作っていくか、こういうものを設計する中心者として図書館があるのが一つの理想型だと考える。

私がこういう話しをしたのは、西洋的な知の系譜をたどることで図書館はアーカイブの知のための重要な機関であることをご理解いただき、みなさんには、それをデジタルネットワーク社会で実現できることに夢をもっていたきたいと考えているからである。少なくともその方向に図書館が発展可能であることをお伝えして私の話を終える。

第 1 分科会（公共図書館）報告

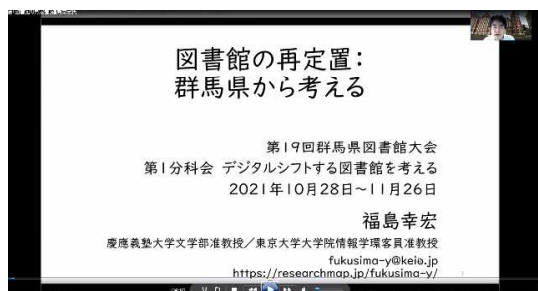
テ ー マ	デジタルシフトする図書館を考える
開催趣旨	<p>新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響の下、社会経済活動や人々のコミュニケーションの形が大きく変化しました。多くの企業でテレワークが普及し、学校ではGIGAスクール構想が急ピッチで進行するなど、社会のデジタルシフトが進み、新しい日常として定着しつつあります。</p> <p>図書館もコロナ禍により長期の休館や従来のサービスの停止・制限を余儀なくされました。滞在型利用の促進や人的交流など、近年の主流であった「場」としての図書館活動が、密を回避するため制約される一方、複写物のメール送信を可能にする著作権法改正や電子書籍サービスの導入等が急速に進み、デジタル技術によってサービスを継続的に提供する体制へと大きく転換しようとしています。</p> <p>そこで、コロナ禍以前からデジタル環境下での「図書館機能の再定置」を論じている、慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻准教授の福島幸宏氏からお話を伺うとともに、県内でのデジタルシフトに係る事例発表を行い、図書館のニューノーマルを考えます。</p>
内 容	<p>基調講義（90分）「図書館の再定置：群馬県から考える」  福島 幸宏 氏（慶應義塾大学准教授）</p> <p>事例発表（30分）「群馬県立図書館デジタルライブラリーの県域化について」  市村 晃一郎 氏（群馬県立図書館）</p>
動画再生回数	229回（基調講義 136回 / 事例発表 93回）
分科会 検討会	<p>責任者：金澤新一（高崎市）  司 会：金井正明（前橋市）  記 録：原幸恵（館林市）  検討員：町田拓也（伊勢崎市）、湊田真由美（藤岡市）、渡邊淳（吉岡町）、園田利恵子（桐生市）、石内聡（みどり市笠懸）、設楽聡（玉村町）、久保田智子（太田市藪塚本町）、大野慎太郎（千代田町）、立川昭浩（明和町）、瀬下奈津美（大泉町）、桑貴博（邑楽町）、奥原篤（県立図書館）</p>

## 基調講義「図書館の再定置：群馬県から考える」（概要）

福島 幸宏 氏（慶應義塾大学文学部図書館・情報学専攻准教授）

### 自己紹介

大学生・院生時代は、日本近現代史を専攻した。MLAの職員・研究者として京都府立総合資料館、京都府立図書館、東京大学に勤務し、今年4月からは慶應義塾大学に勤務している。大学図書館のシステム等を検討するこれからの学術情報システム構築検討委員会委員にも参加している。MLAを軸に知識情報基盤・デジタルアーカイブについて検討している。



### はじめに

デジタルアーカイブの代表例をいくつかあげたい。日本の文化資源を検索できる「ジャパンサーチ」、シンガポールの「One Search」、EU全体のアーカイブが検索できる「Europeana」等がある。グーグルには「Google Arts & Culture」もある。

デジタルアーカイブという言葉は、25年前に確立した比較的新しい言葉。いくつかの定義があるが、「様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体」というデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会の定義は、システムだけでなく、権利とか情報の使い方など全体を含めたものとしている。吉見俊哉は、「様々な記録知とか記憶知」としている。柳与志夫は「デジタルアーカイブの定義や要件を現時点では厳格に定めることは困難であり、むしろ今後の発展の可能性を縛ることになり望ましくない」と言っている。現段階での私の定義を挙げる。要件としては6つある。二次利用促進のための利用規約の明示、機械可読性の担保、環境に依存しないデータの確保、アクセシビリティの確保、データの真正性の確保、データの永続性の確保、が要件である。文章で定義すれば、「社会が遺すことを選択した・選択すべき知識情報基盤としてのデジタルデータとそれにまつわる仕組みの総体」といえる。

図書館側は電子書籍、データベース、デジタルアーカイブなどと区別して意識するが、利活用側から見れば、すべてデジタルリソース。情報源をどのように提供するのが重要である。ポールフリーは「図書館に選択の余地はなく、力を合わせて共通のデジタル基盤を築いていくほかない」と言っている。日本でも田村俊作が「情報機器を十分に使いこなせない、また使いこなす意志のない人々のニーズに合わせて図書館運営するのは正しいが、このままでは利用者サービスをICTとあまり関わらない非常に狭い範囲に限定したまま、今後に向けた展開の余地があまりないものに留めてしまうことになりかねない。これでは公共図書館の将来は危うい」と言っている。これは2017年に執筆されているが、状況は変わっていない。公共図書館の議論はいろいろあるが、デジタルリソースが使えない図書館、とは図書館なのかという議論があってもいい。この問題意識から、公立・学校図書館に焦点を当てて「デジタルアーカイブ環境下の“図書館機能”の再定置」を議論する。

### 前提とする社会状況

現在、図書館の「拡大」を支えた社会状況が変化している。社会構造が大きく変わり、今後は「縮小社会」が前提となる。そのなかで、地域の情報プール自体が消滅してきている。一方、空間自体の情報化などデジタル技術が発展したことにより我々自身の資料認識が深化している。

また、災害の多発による地域資料に絶えざる毀損の可能性があることが再認識された。さらに、メガコンペティションのなかで、教育の格差が増大しており、雇用流動化のなかでのリカレント教育の重要性を再確認する必要がある。なお、博物館の世界に大きな影響を与えた梅棹忠夫は「博物館に収蔵されているものは物質でなく情報である」ということを数十年前に言っている。では、図書館に収蔵されているものは何か。本なのか情報なのか。その辺のことを考える必要がある。

### 図書館機能の再定置

図書館は社会を平準化する存在である。まずは公的な情報へのアクセスの機会均等が重要で、同時に私的領域にある情報の公共財化も行っていく。必要な情報を必要としている場所に届けるということは、近代社会成立の大きな要件であり、図書館の使命である。これをデジタル環境で行うということである。

図書館が本当に必要な情報を届けるために図書館に割り当てられた限られたリソースをどう活用

するか、という観点から、逆説的だがサービスの限定が必要ではないか。知識情報の提供に限り、情報提供へフォーカスする。一方、情報提供の前提として収集・整理の射程を更新する、といったことが必要となる。

現在は紙の流通資料をどうハンドリングするかということと、場としての機能が論じられるが、流通資料のハンドリングは省力化して、事実上対象外となってる電子リソースや地域資料の発見・整理といったことに力を配分すべきでないかと考える。

### デジタルまわりの情報

オープンデータは、二次利用が可能な利用ルールで公開、機械判読に適したデータ形式、無償で利用できることと定義されている。キーワードは、「二次利用」「機械判読」「オープンデータの5つ星」「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」である。これらそれぞれに理解を深めて欲しい。

また、いまでは、ジャパンサーチを所与の条件として考えるべきだ。ジャパンサーチは2020年8月に公開された、我が国が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索できる「国の分野横断型総合ポータル」である。ここへの対応を行えば、他の様々なポータルへのデータ連携が容易になる。

画像・3Dデータの現状では、「フォトグラメトリ」に注目したい。写真を組み合わせることで、3Dデータを作成できる。スマホでも立体物を連続で撮りデータ処理すると3Dデータが作れる。学校教育でも資料・情報を活用する方向へ移行。資料や情報をどう処理するのかを学ぶ必要がある。

### 地域資料への視点

日本図書館協会から久々に地域資料サービスの書籍が出たが、地域資料についての議論はまだまだである。「地域資料」の幅を広げていかなければならない。いまの地域を考えるための資料はすべて、公立図書館にとって重要な地域資料だ。特に、社会団体や地元企業の資料など戦後社会の特徴をとらえた資料は貴重である。スナップ写真も地域にとって重要な価値となる。

図書館が地域の情報を発掘している事例として大阪市立図書館の「思い出のこし」事業がある。カウンターで聞き取りをして情報を集めている。

地域資料をデジタルリソースに転化することが非常に大切だ。人々が非常に多様な情報を処理している現在において、日常生活に貫入できない情報、つまりスマホに展開できない情報は、結局顧みられない。また、ユニーク資料は失われれば回復の方法がない。この世に一つしかないものは、デジタル化してバックアップしておく必要がある。地域の集落自体が消滅の危機に瀕した際にも、その記録として残すべきである。

どの図書館にも、手付かずの資料が入った段ボール箱があると思う。資料整理が進まないのは、詳細な目録を作ろうとするからである。まずは箱で管理し、とりあえず公開する。利用者には場合によっては箱ごと提供する。公開されてないと捨てられる。ともかく、ユニークIDとスナップ写真のみでも情報を出して、資料の存在を公にすることが重要である。その後、必要に応じてメタデータを作っていけばよい。図書館は、資料の「受け入れ」と「アクセス」に重点を置くべきである。

自身の経験として、『京都市明細図』の例がある。京都府立総合資料館の書庫で蔵書点検中に存在を確認し、3か月後に最低限の目録で公開すると、大反響となった。翌月には立命館大学の機材を利用しデジタル化作業を始め、その2か月後には閲覧室でカラープリントとデジタルデータの利用開始した。さらに4か月後にWEB公開。その後内容を検討した論考を公開した。この資料はいまや京都研究の重要資料の地位を獲得している。先に公開することが重要だ。そして、すべて自力でやることはなく、大学等と連携すべきである。今ある仕組みやシステムにこだわらず、どういふに資料をプロデュースするか、どこと協力関係を結べるかが重要となる。

### おわりに

図書館は情報の集約と知識の提供を最優先とすべきで、広場機能等は附随するものであろう。余力があればやればよいと考える。コロナ禍をきっかけにして、ようやくデジタルリソースに本格的に取り組める状況になりつつある。図書館員は情報を扱う専門職だ。サービス重視よりもコンテンツ重視への転換を、これもリソースの配分の課題となる。

最後に、図書館員はいやらしい顧客になるべきである。いろいろ勉強して、ベンダーや研究者にも図書館員が提案できるようにする。また、図書館員は専門家集団として、社会への影響力や政策への関与を持つべきである。構造に抗い、仕組みを決定できていないと専門家集団といえない。社会的使命を改めて確認することが必要である。

## 事例発表「群馬県立図書館デジタルライブラリーの県域化について」

市村 晃一郎 氏（群馬県立図書館）

群馬県立図書館デジタルライブラリーは、2011（平成22）年8月に検討を開始し、先進館への調査を経て、2012（平成24）年1月、資料16点で公開を開始した。その後、資料を順次追加し、現在は1,212点、73,368コマを公開している。2017（平成29）年1月のシステム更新に伴いマイナーチェンジを実施し、2020（令和2）年3月からは国会図書館サーチと、同年8月からはジャパンサーチとの連携を開始するなど、より広く多くの方にアクセスしていただけるよう、向上を図っている。

デジタル画像は、資料原寸に対して400dpiの解像度で撮影する仕様とし、撮影は業者委託で行っている。画像は、JPEG(1コマ単位のシングルファイル)とPDF(資料1冊を統合したマルチファイル)の2種類で公開している。そのほか保存用として、TIFFファイルを保管している。

当館のデジタルライブラリーは、デジタルアーカイブ専用システムを導入せず、当館の図書館情報システムやCMSに付随する機能を使って運用している。各資料の画像データにリンクしたサムネイルが一覧表示されるアルバムページを資料ごとに自前で作成し、WEB-OPACの資料検索結果に表示することで、個々の資料画像にアクセスできる仕組みとなっている。画像ビューワーも特別なものは用意せず、ウェブブラウザの機能で画像を見るシンプルな仕組みとしている。

### デジタル化対象資料

デジタル化対象とする資料は、群馬県立図書館や県内の市町村立図書館が所蔵する郷土資料、貴重書等で館長が認めるものとなっており、群馬県や各市町村のPRに資するものを重視している。著作権保護期間満了の資料であることを原則としており、著者の没年の調査等も行っている。古文書は現在のところ対象としておらず、今後の課題となっている。

利用者が簡単に資料をブラウジングできるよう、資料をテーマに沿ってグループ分けしている。「富岡製糸場と絹産業遺産群」、「ぐんまの貴重書」や県内6市町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、館林市、草津町）の貴重資料などとなっている。

### デジタルライブラリーの県域化

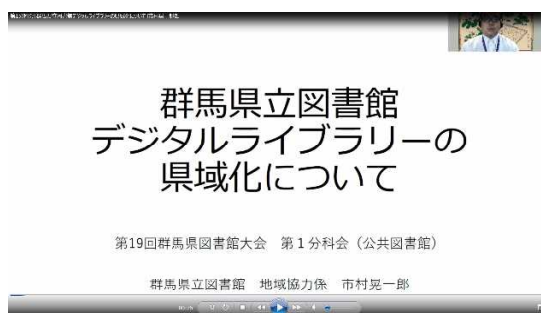
群馬県内の市町村図書館は、県立図書館よりも古くからある図書館も多く、長い間地域に根差した貴重な資料を所蔵している。これらの資料の保存と活用の両立を図るには、デジタル化して公開することが有効な手段だ。しかし、各自治体がデジタルアーカイブシステムを構築することは負担が大きく難しいことだと思われる。そこで令和元年、「群馬県立図書館長と市町村立図書館・室長との懇談会」で、市町村立図書館の支援の一環としてデジタルアーカイブの構想を紹介し、同時に意向調査を行ったところ、10館から希望の回答があり、県域化を実施することとした。ちなみに、新潟県立図書館が全国に先駆けて平成24年3月から県域化を開始しており、当県は全国で4番目の実施となっている。

資料のデジタル化に向けては、まず各館の意向を伺い、希望館には訪問調査を実施している。希望館には、書誌情報や200字程度の資料解題を記入する「デジタル化希望調査シート」を提出してもらう。資料のアクセス・利用促進には、資料解題が重要と考えている。調査シートの提出後、当館で集約し、デジタル化対象資料の選定を行う。選定された対象資料については各館から借用し、専門業者に撮影を委託する。その間、当館では書誌の作成を行っている。画像データが納品されたら、当館のシステムに登録するとともにサーバに格納し、同時にアルバムページの作成を行う。公開にあたっては、元資料を所蔵する各館のWEBOPACへのリンクも設定している。

### クリエイティブ・コモンズ・ライセンスによる二次利用条件表示

デジタル画像の二次利用については、当初その都度申請書を提出してもらっていたが、令和元年度からクリエイティブ・コモンズ・ライセンスによる権利表示（CC-BY4.0）を導入し、資料名、著者名、出典（所蔵館及び群馬県立図書館デジタルライブラリー）を明記することで、用途は問わず誰もが自由に二次利用ができるようにし、利用促進を図った。CC-BY4.0を採用した理由は、県域化に参加する各市町村図書館が、資料出典として明示されることを重視したからである。

ぜひ当館のデジタルライブラリーで、群馬県内の素晴らしい資料を御覧いただきたいと思う。

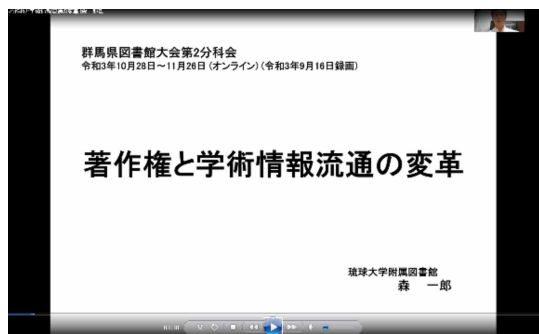


第 2 分 科 会 （ 大 学 図 書 館 ） 報 告

テ ー マ	コロナ禍で変容する図書館の情報提供の在り方
開 催 趣 旨	<p>コロナ禍において、図書館を取り巻く状況も大きく変化する中、非来館型の電子的な情報提供サービスへの需要が高まっています。そこで、第2分科会では、変容する今後の図書館業務を考えていく上で必要不可欠なトピックを二つ取り上げます。</p> <p>一つ目のトピックは、【著作権法】です。図書館へ来館できない方へのインターネットを通じた図書館資料への情報アクセスを円滑にするため、この5月に図書館関係の権利制限規定の見直しを含む改正著作権法が成立しました。そこで、国公私立大学図書館協力委員会・大学図書館著作権検討委員会の委員として、著作権の課題に長年取り組んでこられた森一郎氏（琉球大学付属図書館）を講師にお迎えし、改正された著作権法と今後の学術情報流通に与える影響についてご講演いただきます。</p> <p>二つ目のトピックは、【動画制作】です。図書館ガイダンスや各種講習会、イベントなども動画配信する機関が増えています。一方で、その必要性は認識しつつも、人手・予算・新しい技術についていけない…などの理由で二の足を踏んでいる方はいませんか？ そこで、群馬工業高等専門学校の川本真一准教授から、PowerPointを使って手間をかけずに動画を作る方法や関連知識などをご講演いただきます。</p> <p>また、高崎健康福祉大学図書館の清水圭氏からは、図書館員が実際に作成した動画や学生が制作した図書館紹介動画の事例等から、大学生目線での動画制作のポイントも紹介していただきます。どちらも、図書館に足を運べない利用者へインターネットを通して情報を届けるために、図書館員がいま知っておきたいトピックとなっています。サービスの在り方、そして図書館の在り方が大きく変わるであろうこれからのために、ぜひご覧ください。</p>
内 容	<p>講義①（60分）「著作権と学術情報流通の変革」森 一 郎 氏（琉球大学附属図書館）</p> <p>講義②（60分）「情報伝達のための即席動画作成とその周辺知識について」</p> <p style="text-align: center;">川 本 真 一 氏（群馬工業高等専門学校准教授）</p> <p>事例発表（30分）「大学図書館の動画制作について」</p> <p style="text-align: center;">清 水 圭 氏（高崎健康福祉大学図書館分館）</p>
動画再生回数	2 8 9 回 （講義① 106回／講義② 98回／事例発表 85回）
分科会 検討会	<p>責任者・司会：山内可菜（群馬大学）</p> <p>記 録：清水圭（高崎健康福祉大学）</p>

2000年頃から電子ジャーナルが普及しはじめ、特に自然科学系の外国雑誌に関しては、多くの大学図書館で館内に紙の雑誌が置かれなくなっていると思う。その後も機関リポジトリの普及やオープンアクセスの資料の増加などがあり、これらは大なり小なり大学図書館の業務に変革をもたらしているだろう。国内の出版物に関しては、今一つ電子化が進んでいるとは言えないと思うが、昨年度来のCOVID19の影響もあって、徐々に電子書籍の導入も増えつつあるようでこれも大学図書館の業務に変革をもたらすものだろう。

このような中で、著作権を、大学図書館が学術情報流通の円滑化に関与する要素の一つとして考える機会になればと思う。



### ①「話し合い」による変革

#### 国公立大学図書館協力委員会の概要

お聞きいただいている皆さんには改めて紹介する必要はないと思うが、国公立大学図書館協力委員会(以下「国公私」という団体がある。国立・公立・私立、ほぼ全ての大学図書館が関係している団体だ。国公私には専門委員会の一つとして大学図書館著作権検討委員会(以下「著作権委員会」)が置かれていて、今年4月に東京大学から琉球大学へ異動したことを機に外れたが、この著作権委員会に形を変えながら20年と少し関わってきた。

著作権委員会は、長年にわたって多くの団体と話し合いを行い、許諾とは一線を画すものになるが、あえて言えば柔らかな許諾をいくつか得てきている。言うまでもなく、話し合いには単独の大学図書館として行った方がいい案件と、全ての大学図書館として行った方がいい案件とがあるが、著作権委員会が話し合いをする場合には、全ての大学図書館として話をしてきた。

#### 大学図書館の体制

また、ご承知のとおり国公私と国立情報学研究所の間に連携・協力推進会議が設置され、その下に大学図書館コンソーシアム連合(以下「JUSTICE(ジャスティス)」)が置かれている。JUSTICEは、出版社との間で電子ジャーナルの購読の条件などを交渉しているが、利用条件はもちろん、価格の問題も含めて著作権問題でもある。

それから、厳密には連携・協力推進会議の下ではないが、オープンアクセスリポジトリ推進協会(以下「JPCOAR(ジェイピーコア)」)が置かれていて、JPCOARの論文を広く保存・公開しようとする活動も著作権問題だと言える。

そういった点から、特にJUSTICEに関しては10年以上前から著作権委員会と連携した動きができないかと思っていたところ、昨年ようやく小さな動きが実現した。そのことについては後ほど簡単に紹介する。

#### 著作物利用のための極めて粗い整理

講習会などでの著作権の話は、どうしても著作物の特定の利用方法において許諾が必要か不要かというような狭い話になりがちだ。もちろん、無許諾で利用できる範囲などを知っておくことは、無許諾・無償で利用できるはずである場合に料金を払うことになったり、許諾を得て利用する場合に不利な条件が課されたりしないために重要ではある。しかし、微妙な部分での許諾が必要か不要かといった最終的な判断は裁判所にしかできないので、そういった話を主体にするという誤解が生じることも事実だ。

そういったことから、今回、細かな事例での許諾の要否に関する話はしないが、押さえておいていただきたい点がある。すなわち、図書館資料のほぼ全ては著作物であって、著作物を利用する権利は原初的には著作者が持っており、その権利は、全部又は一部を譲渡することができる。そして、例外的に著作権者の権利が制限され、許諾なしに著作物を利用できる場合を除き、著作物の利用には著作権者の許諾が必要だ。逆に言えば、許諾が得られれば権利制限規定の範囲に限らず、著作物

を利用することができるということになる。

そうは言っても個々に許諾を得るのは大変なので、いろいろ問題はあるものの、著作権等管理事業法という法律に基づいて、文化庁長官の登録を受けた事業者が広く著作権者から権利の委託を受けて許諾するという仕組みが作られている。

#### **(大学)図書館の主なサービスと著作権**

話の流れとして避けられない部分もあるため、図書館業務に関係の大きい権利制限規定等について少し触れるが、いくつかの権利制限規定によって、著作権者から許諾を得なくても主要な図書館業務で著作物を利用に供している。

書籍・雑誌の閲覧に関係する権利は規定されていないので権利制限規定もないが、利用者への提供が可能だ。映像資料の貸出に関する規定はあるものの、大学図書館には適用されない。第31条は1～2年の間に改正されるが、現状、大学図書館等が著作物を電送することに関して権利制限はされておらず、著作権者の許諾が必要だ。

機関リポジトリに関しては、コンテンツは著者の申請で登録されるのが本来の形だと思うが、図書館が許諾を得るなどして登録されることも多いのではないかと思う。

#### **権利制限規定と大学図書館サービスの需要**

ほかにも権利制限規定があるが、日々の業務の中では権利制限規定の範囲に収まらない需要が生じる。さまざまな需要があるかと思うが、いくつかは著作権委員会が著作権等管理事業者などの著作権団体との話し合いをし、一定の範囲で成果があった。

なお、映画の著作物の貸出については、かつて日本図書館協会を通じて販売されていたものなどは大学図書館でも貸出できるが、著作権委員会の主眼は書籍の付録のDVDを個々に許諾を取らずに貸出ができるようにしたいというものだった。感覚的にはDVDが付録になっている書籍は減っているように思うが、書籍だけを借りても利用者としては十分ではなく、この点について話し合いをしようにも大学図書館は第38条5項の施設に指定されていないため、門前払いになってしまう。

機関リポジトリ関係も、成果は得られなかったものの、機関リポジトリの黎明期に学協会著作権ポリシーデータベース(以下「SCPJ(エスシーページエイ)」)のプロジェクトと一緒に学術著作権協会との話し合いを行ったことがある。

#### **図書館における著作物の利用に関する当事者協議会**

先ほどから話し合いと言っているが、主に「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」という場で行っていた。過去形なのは平成25年12月を最後に休止しているからだが、全ての話し合いをこの協議会で行ったわけではなく、先ほどのSCPJの話のように特定の団体とのみ話し合いをすることもあり、協議会の休止後も複数の団体と個別の話し合いが行われている。

#### **協議に期待する効果**

話し合いに期待する効果だが、許諾の要否の境界がはっきりした事案もある一方、著作権者は許諾が必要と主張し、利用者は許諾が不要ではないかと主張する事案もある。そのような事案に関して、曖昧な部分を狭くし、可能であれば少しでも個々の許諾が必要ない状態にできれば、著作物を利用する側からみて話し合いは成功と言える。

もちろん、明らかに許諾が必要とされている範囲に関する話し合いもあれば、一般的には許諾は不要とされている部分の話し合いを求められる場合もある。また、長期間の話し合いにも関わらず何の合意も得られないこともあるし、場合によっては利用の対価を支払うという形になる可能性もある。

#### **「大学図書館著作権検討委員会」関与のガイドライン等一覧**

先ほど、権利制限規定だけでは対応できない需要のいくつかについては著作権団体との話し合いにより一定の成果があったと述べた。それらが最初の方で述べた柔らかな許諾で、許諾とは言えないが、著作権団体と調整した上で著作物の利用に関する条件などを一般的な法解釈のものから変更している。

なお、今回、それらの説明はしないため、個々については国公私のwebサイトから確認していただきたいが、それらの中に対価が必要となるものはない。

## **②周知活動等による変革**



## 大学図書館における著作権問題Q&A

現状、どれくらい使われているかわからないが、「大学図書館における著作権問題Q&A」が平成13年度末に作られ、9版まで改訂が重ねられている。ただ、あとで紹介する法改正については反映されておらず、保護期間だけでも書き換えてはどうかという意見もあったが、単に保護期間の年数を書き換えるだけでは済まないことなどから見送られている。

このQ&Aは一つの設問に対して複数の回答を載せているものがあり、極端な場合には一方の回答では許諾は不要で他方の回答では許諾が必要というようなものもあり、その点、少なからず批判をもらっている。この点に関しては、Q&Aの序文に書いてあるように「多面的な判断材料」を提供するという趣旨もあり、先ほども述べたように最終的な白黒は裁判でしか決着しないということもあるため、そのような形が採られている。

なお、Q&Aでは基本的に図書館内で第30条や第35条に基づく複製を行うべきではないと書いてあるが、あとで触れる平成30年の「著作権法の一部を改正する法律」の35条に関する部分が、令和2年4月に施行されたことを受け、国公私から文書を出した。これまでの経緯もあり、図書館内で第35条に基づく複製を推奨するような文章は出せないため、意味がわかりにくかったかもしれないが、Q&Aの記述は記述として、教育支援施設として遺漏のないように運用してほしいという趣旨の文書だった。

### [ポスター]

特に名前はないが、ポスターが作られていて、セルフ式コピー機を運用する場合には、コピー機の近くにこのポスターを貼るなどして、利用者への著作権尊重の周知をお願いしている。「大学図書館における文献複写に関する実務要項」に「利用者に対して著作権法遵守態度を周知する」という要件があり、今回、この実務要項を含めて柔らかな許諾の説明はしないが、このポスターはその方法の一つとなっている。現在、紙での配布はされていないが、国公私のwebサイトからPDFで入手できる。

### 最近の大学図書館著作権検討委員会の文献

著作権委員会関係の雑誌等の記事は多くない。必ずしも雑誌記事や論文である必要はないと思うが、著作権委員会の活動に関する広報が十分と言えないことは関係していた者として反省する点だ。

### 最近の大学図書館著作権検討委員会主催・共催・協イイベント

ここ最近、共催なども含めて毎年1回はシンポジウムが開催されている。

ほとんどが第35条の改正関連ばかりになっているが、第35条の改正を含む平成30年の「著作権法の一部を改正する法律」は、平成30年(2018年)5月18日の成立であり、著作権委員会は早い段階から動いていた。

早くから動いていたのは、場合によってはその後設立される授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下「SARTRAS(サートラス)」)との大学における交渉を、国公私が受けられないかと考えていたことにある。その理由としては、大学で使用される資料の相当数は図書館資料であること、国立・公立・私立が統一的な窓口を作れるのは、現状、図書館しかないこと、大学の中で図書館職員は比較的著作権法に通じているであろうことなどがある。

ただ、法律で補償金の支払い義務を持つのが「教育機関を設置するもの」となっていることがある種の壁となり、結果として図書館が入り込める流れにはならなかった。

### 電子書籍への対応

周知活動ではないが、最初の方で触れたJUSTICEと著作権委員会との小さな動きで、著作権委員会からJUSTICEに働きかけ、電子書籍の利用条件等の交渉について対応していただくことになっている。

### 図書館から見た電子書籍の諸課題

電子書籍に関しては、少なからず課題があるかと思う。

COVID19への対応として、シラバスで紹介されている図書だけでも電子で揃えようとしたら、ほとんどが電子で刊行されていなかったということは多方面から聞こえてきた。また、単独の図書館で全ての資料を揃えることは不可能だが、電子書籍は契約的にも物理的にも現物貸借ができないため、何らかの仕組みが必要だろう。ほかにも、電子書籍を提供する業者が破綻し、どこにも引き継がれなかった場合への備えも必要かと思う。

少し性格が違うが、教員の研究費で購入される図書が、学部等の会計で購入されて図書館を通らない例が増えているのではないかと思う。このような経路で購入された資料は、その後図書館に配架される可能性が低くなるだろうが、タブレット端末等で使用する個人向け電子書籍であれば絶望的と言える。

### ③文化審議会著作権分科会

通例、著作権法の改正案は文化審議会の著作権分科会の審議を経て作成されるが、昨年度、著作権分科会で図書館に関する権利制限規定に関する審議がされた。

#### 第20期文化審議会著作権分科会の主な検討課題

20期というのは令和2年度と考えていただきたい。2020年(令和2年)5月27日付けで出された知的財産戦略本部の「知的財産推進計画2020」に「図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとする」といった記述がされた。著作権分科会の検討事項にこれを受けての項目があげられていたところ、COVID19により図書館が利用できなくなるといったこともあり、急ぎ審議された。

#### 文化審議会著作権分科会法制度小委員会

著作権分科会に置かれた法制度小委員会の下に「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」)が置かれ検討が行われた。第1回が「図書館等関係者からのヒアリング」になっており、国公私は、著作権法施行令第1条の3、1項2号の「大学に設置された図書館」を代表する団体という位置づけということと思うが、ヒアリングに呼ばれている。

#### 検討に当たっての論点

ワーキングチームでは、第31条3項関係の「絶版等資料へのアクセスの容易化」、第31条1項1号関係の「図書館資料の送信サービス」、加えて「その他関連する課題」について審議される予定となっていた。

#### 絶版等資料へのアクセスの容易化について

ヒアリングにおける国公私の見解の主たる部分について述べる。

まず、第31条3項に関する意見で、現在、大学図書館等で国立国会図書館のデジタル化資料の複製物を利用者に提供できているわけだが、これを利用者が自宅等から利用可能とするといったことについて支持するというものだ。

もう1点、送信対象から除外する資料に関してなど、細かなことを法律に書いてしまうという議論に対し、運用の柔軟性を損なう可能性があることから慎重意見を述べている。ただ、この点に関しては規制緩和に絡めて意見を述べるべきだったかと反省している。

#### 図書館資料(絶版等資料以外を含む)の送信サービスについて

次に、第31条1項1号関係だが、図書館から著作物の送信を認めようという議論で、当然支持を表明しつつ、図書館間の送信ではなく、利用者に送信できる制度を求めている。

それから、送信したデータの流出防止について法律に書き込むという議論に対しては、技術の進展が早いので書かない方がいいと言っている。

また、補償金に関しては、提供の仕方が違っても個々の利用者に1部の複製物が提供されるという結果に違いはないため、送信した場合にのみ補償金が必要であるという根拠が薄いという主張をしている。

さらに、送信が可能になると引き換えに同じ著作物の電子版が販売されている場合、冊子からの複製ができなくなるということは避けてほしいということを行っている。

#### その他関連する課題について

第35条の改正で、授業の過程において、いわゆる異時送信が可能になったわけだが、条文上、35条では「一部分」といった縛りが無い。図書館からの送信が可能になった場合、授業に使うということで教員から「一部分」を超える範囲の送信を求められた場合など、悩みの種となりそうなので整理を求めている。

それから、著作権法の守備範囲ではないと承知しつつ、例えばダウンロード可という条件で購入した電子書籍が、購入した後でダウンロード不可にされるようなことがないように法整備を求めた。そして、先ほども述べた映像資料の貸出に関する法整備を求めた。

## パブリックコメントでの意見(一部)

ワーキングチームの5回の議論を経て、法制度小委員会の名義で「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する中間まとめ」が出され、これに対してパブリックコメント(意見募集)が行われた。法制度小委員会の第3回の会議資料として、パブリックコメントで提出されたほぼ全ての意見に若干の修正を加えて掲載したものがweb上にあがっている。

国公私が提出した意見で、特に重要だと思う2点について述べる。

1点は、ワーキングチームの議論の中で「利便性が向上するので補償金」という意見が何度も出ていて、それが中間まとめに書かれていたが、利便性が向上することと著作権者が利益を逸することは必ずしも同義ではないと思う。お金を払う・払わないという問題よりも、今後の新しい技術に対応する法改正に影響しかねないため、補償金の考え方としておかしいという意見だ。

もう1点は、やはりワーキングチームの議論の中で「権利制限規定より利用の範囲を狭くする契約が有効」という意見が出ていて、そういった意見を背景にした記述がされていた。しかし、権利制限規定より利用の範囲を狭くする契約が有効かは、35条まわりに関して話し合っている「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」でも議論されているので、報告書にそのような記述をすることは問題であるという意見だ。

なお、最終版となる「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」は、2月3日付け、著作権分科会の名義で公表されている。

## 第21期文化審議会著作権分科会の主な検討課題

先ほどのように21期は令和3年度と考えていただきたい。

20期で検討された「図書館関係の権利制限規定の見直し」については、図書館関係者から見ると積み残しがあるものの、検討課題には記載されていない。ただし、第31条の改正に伴い、著作権法施行令や著作権法施行規則の関係部分が改正されることになるので、引き続き動向を注視しておく必要があるだろう。

「知的財産推進計画2021」が、2021年(令和3年)7月13日付けで出ている。その中に「著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る」とある。これを受けた検討課題が「著作権関連の基本政策に関すること」と「著作権法制度に関すること」に記載のある「DX時代に対応した…」だ。

最初の方で、個々の著作権者から許諾を得るのは大変なので、著作権等管理事業者が権利の委託を受けて許諾をする仕組みが用意されていると述べた。ただ、かなり古い数値になるが、平成17年の著作権分科会法制問題小委員会の議事録に「委託率は20%程度」という発言が記録されている。当時から権利者側の主張はこれとは違っているし、現在では数値が大きくなっていると思いたいが、「DX時代に対応した…」の検討を受けて法改正がされれば、この問題が前進する可能性もある。

## ④最近の法改正から

著作権法は頻繁に改正されることから、解説書が次々と最新の改正の反映されていない状態となるが、大きな改正があった場合には「コピーライト」という雑誌に解説が掲載されるので、ご確認くださいと思う。

著作権法だと基本的には「著作権法の一部を改正する法律」という法律が作られて、それが施行されることで条文が改まるのだが、多くは法律が作られた翌年の施行になる。改正法が成立した年を頭に付けて、例えば「令和3年の改正」などと言われることが多いと思う。

## 平成28年法律第108号・平成30年法律第70号の改正の概要(抜粋)

### 著作物等の保護期間の延長

いわゆるTPP整備法で著作権法が改正され、著作権の保護期間が延長されている。平成30年12月30日の施行なので、逆に言うと平成29年12月31日の24時をもって保護期間が満了した著作物については、改正前のままとなる。

著作権の保護期間の話は人が亡くなることと隣り合わせなのであまり好きではないが、平成29年は2017年なので、例えばある小説家が1967年(昭和42年)12月31日までに亡くなっている場合、その小説家の作品は保護期間満了ということになる。

### 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

保護期間延長と同時に非親告罪化も話題になったが、普通に図書館業務を行う範囲では非親告罪の対象になることはないのではないかと考えている。極端な話をすれば、機関リポジトリをSci-Hub(サイハブ)のように使えば、条件を満たすことになるかと思う。

### 平成30年法律第30号の改正の概要(抜粋)

#### デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

平成30年の「著作権法の一部を改正する法律」によって、かなり大きな改正がされているが、かいつまんで紹介する。

単独の図書館で構築が現実的かはわからないが、Google Booksのように書籍等の全文テキストを用意しておいて、ある単語で検索すると、書名などの情報と検索した単語が含まれる前後の部分を表示するようなことが著作権者の許諾なく行えるようになっている。また、レポートなどの剽窃発見のために、論文をためておいて提出されたものと照合し、ためておいた論文の中から剽窃の疑いのある部分を表示するといったようなことも、ためておく論文の著作権者の許諾なく行えるようになっている。

#### 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するための、いわゆるマラケシュ条約の締結に向けての改正がされている。従来も大学図書館等においては、視覚そのものに障害を持つなどの利用者に録音資料等を提供することは可能だったが、より広く、例えば肢体不自由でページがめくれないなどといった利用者にも代替となる資料を提供できるようになっている。それから、改正前、録音資料等を電送する場合には「自動公衆送信」とされていたので、一般的な仕組みの電子メールでの送信ができなかったが、これが可能となっている。

意義深い改正ではあるが、話し合いを経て作られた「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」で、この改正のかなりの部分は可能としていたので、法律が追いついたとも言える。

#### アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

図書館でも美術品の展示をすることがあるかと思う。従来は解説のための小冊子に無許諾で展示品の写真を載せることができたが、改正後は観覧者にタブレット端末を貸出して、小冊子に載せていたような情報をその端末に送信して提供するといったことも無許諾で行えるようになっている。

また、著作権者の許諾を得ようとしても連絡先がわからないというような場合、文化庁長官の裁定を受けて利用する制度があり、この制度では補償金の供託が必要だが、国や地方公共団体“等”については、補償金の供託が不要というように改正されている。これに関して、著作権委員会は改正法成立直後に、“等”に国立大学・公立大学、そして私立大学を含める要望書を提出しており、その要望書はwebサイトにも掲載されている。国立大学・公立大学は当初から含める方向とのことだったものの、不要になるのは補償金自体ではなく補償金の供託であって、私立大学は廃校等の場合、供託していない補償金の支払いが担保されないということから含まれるに至っていない。

それから、国内の大学図書館には関係ないと言えるが、国立国会図書館のデジタル化資料を海外の図書館にも送信可能とする改正がされている。

#### 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

平成30年の「著作権法の一部を改正する法律」は、平成30年5月25日に公布されていて、その中の「教育の情報化」に関しては「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」が施行日となっていた。施行を学年暦に合わせて4月1日にするのであれば、令和3年4月1日が最も遅い施行日ということが言えたわけで、いろいろな準備もそれぐらいのスピード感で動いていた。ところが令和2年度の始めから、COVID19で大学だけではなく、高校以下の学校でも休校などの措置が取られ、急きょ令和2年4月28日の施行ということになった。

この改正前は、ある教室の授業と同じ時間に、別の場所にいる生徒・学生へ、その授業で使用する著作物を送信することまでは無許諾で行えていたが、授業の時間以外での送信、いわゆる異時送信も可能となり、予習や復習を含めて可能性が広がったと言える。ただし、異時送信を行う場合には補償金が必要となっており、この補償金に関して令和2年度は免除という扱いになっていたが、今年度からは支払いが必要になっている。

## 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の2021年度の検討事項

法律が改正されても最初の方で述べたように、どうしても明確でない部分が出てくるので、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」で議論が行われ、「改正著作権法第35条運用指針」が作成されている。この運用指針には「学校等における典型的な利用例」という項目が立てられているが、最新の令和3年度版において、高等教育の例に関しては「今後追記予定」となっている。令和4年度版が出され高等教育に関する例が追記されることになるかはわからないが、このフォーラムの2021年度の検討事項には「運用指針の改定」が項目としてあげられている。

### 令和2年法律第48号の改正の概要(抜粋)

#### リーチサイト対策

リーチサイトというのは、違法にアップロードされた著作物へのリンク集のようなものを想像していただくといいかと思う。図書館のwebサイトにそのようなサイトへリンクを張ることはないと思うが、昨年の10月から、そのようなサイトへリンクを張ることは侵害行為とみなすということになっている。

#### 侵害コンテンツのダウンロード違法化

平成21年の「著作権法の一部を改正する法律」で、違法にアップロードされた映画や音楽を、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることが、罰則はなかったものの「私的使用のための複製」としての権利制限の対象から外された。その後もこのようなダウンロードに罰則を設けるかが文化審議会著作権分科会以下で審議され、見送られる方向になっていたが、平成24年の「著作権法の一部を改正する法律案」が国会で審議された際に修正が入り、罰則が設けられた。そして、今年の1月から主たる対象は漫画だったと言えるかと思うが、学术论文も含めて違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードすることについて「私的使用のための複製」から外され、罰則も設けられている。

図書館は利用者用端末を置いていたりするが、不特定多数が使用できる機器で侵害行為があった場合、実際の侵害者の特定が困難なため、機器の設置者が侵害者とみなされることが少なくない。図書館の端末で利用者がダウンロードする著作物が、違法にアップロードされたものかを図書館が知ることは極めて困難なため、著作権委員会は関係のパブリックコメントでそのあたりの指摘をしたが、議論の形跡は確認できない。

違法アップロードは良いことではないと前置きした上で、改正後の第30条2項に「重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない」とされてはいるものの、公衆用の機器を置く施設には気持ちの悪い改正だと思う。

### 令和3年法律第52号の改正の概要(抜粋) 1/2

#### 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

著作権分科会のワーキングチームで議論された第31条関係を含む令和3年の「著作権法の一部を改正する法律」が6月2日に公布されている。第31条は2段階で改正され、まず国立国会図書館のデジタル化資料の送信に関する改正が、公布の日から1年以内の施行となっている。

### 令和3年法律第52号の改正(抜粋) 1/9~4/9

3項が大きく変わるように見えるが、実質的にはそれほど変わらないものと考えている。ただし、利用者に直接送信すると「一部分」に限定することは不可能になることとのバランスをとるためだと思うが、条文上「一部分」という縛りはなくなっている。1号は現在も行われている大学図書館等での複製物の提供を規定し、2号は第23条2項の公衆送信された著作物を媒体に固定せずに公衆に提示する権利が「公に伝達する権利」と呼ばれていて、この権利を制限する規定だ。

4項以降は新設で、4項は国立国会図書館が図書館等でない個人に送信することに関する規定だ。

5項は送信を受けた個人が送信された著作物の「複製」と「公に伝達」ができるという規定になるが、運用としては、当面「複製」つまりに印刷等はできない仕組みとする方向で調整されているようだ。2号のイ・ロで「公に伝達」の要件が規定されていて、ロには「公共の用に供される施設」とあり、学校の先生が教室でプロジェクターを使って映すことは第35条1項でも可能だが、対象資料について、より広い範囲の施設で同様のことを可能としているものと思う。ただし「法に関する知識を有する職員が置かれている」という条件が付されている。

国立国会図書館が招集する「資料デジタル化及び利用に関する関係者協議会」という会議体があ

り、そこで現行の第31条3項に関する調整などが行われ、送信対象とする資料や送信対象から除外する手続その他に関する合意文書が作成されている。6項と7項はこの合意文書の一部が条文化されているものと理解している。今後の協議会の位置づけなどが気になるところだが、先ほども触れた「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」には「関係者間の合意に基づく現行の運用をベースにしつつ」という記述がある。

#### 令和3年法律第52号の改正の概要(抜粋) 2/2

##### 各図書館等による図書館資料のメール送信等

第31条の改正の2段階目で、大学図書館等が複製だけではなく送信により著作物を利用者に提供できるという改正が公布の日から2年以内での施行となっている。

#### 令和3年法律第52号の改正(抜粋) 5/9~9/9

第31条1項1号だが、「一部分」に関する括弧書の部分が改正され、官公庁の広報資料などに掲載された著作物については全部の複製が可能になる一方、「発行後相当期間」の記述がなくなっている。括弧書の最後のあたりにある「政令で定めるもの」として「発行後相当期間」に相当する規定がされるのかもしれないが、今後の動向を注視する必要があると思っている。

新たに挿入される2項が送信による著作物の一部分の提供に関する規定になる。ただし、冒頭が「図書館等」ではなく「特定図書館等」となっていることに注意が必要だろう。

「特定図書館等」に関しては、新たに挿入される3項で責任者を置くことや研修を行うことなどが規定されている。第31条1項1号に基づく複製が認められる「図書館等」については、著作権法施行令1条の3で規定されているが、その規定に該当する施設はもれなく送信ができるわけではないということだと思う。

さらに4項・5項が挿入され、4項は「特定図書館等」から送信した利用者が紙に出力することなどができるという規定、5項は「特定図書館等」が送信を行う場合には、補償金の支払い義務があるという規定だ。

第1段階で4項から7項が追加され、さらに第2段階で改めて2項から5項が挿入され、最終的に第31条は11項までということになる。第2段階で挿入される5項に「当該著作物の著作権者に」とあるが、例えば権利がすべて出版社に譲渡されていれば話が早いですが、そうはなっておらず、すぐに連絡先がわかる著者よりわからない著者の方が多はずなので、この条文そのままだと大変なことになる。

そこで、第104条の10の2が新設され、教育目的のSARTRASにあたるような団体を設立して、そこに支払いをするという作りになっている。ただ、教育目的の時は改正法が成立する前から著作権団体側も動いていたのに対し、今回の図書館の送信の方は相当に遅れていると言えるだろう。また、教育目的の方が改正法の公布から3年以上経過した今でも完全に環境が整っているとはいえないことを思えば、図書館の送信に関して改正法の公布から2年というのはかなり厳しいと言える。

#### ⑤やや強引な「まとめ」

##### 学術情報流通の変革の要因と誘引

冒頭でも述べたとおり、国内の出版物の電子媒体への移行は進んでいないという評価が妥当だと思うが、学術情報の流通が紙媒体から電子媒体へとさらに移行することは間違いないだろう。また、単に電子媒体へ移行するだけではなく、オープンアクセスの比率がさらに高まっていくことが予想され、こういったことが引き続き図書館業務に変革を及ぼすものと思われる。

電子媒体での情報流通においては、法律よりも契約の方が重要になると思うが、電子媒体が主流になると法律も電子媒体を見据えた規定となり、結果、紙媒体の資料の利用にも影響が及ぶことが想定される。こういった点を踏まえ、今後、大学図書館が学術情報流通にどのような役割を果たすのかを見定め、そのために必要な協議、話し合いをしかるべき対象と継続して行うことがますます重要になるだろう。

そして、協議においては個々の図書館あるいは個々の大学の力では必ずしも十分ではなく、団結の重要性が増していくはずだ。大学の中で図書館は各種協会・協議会により、横のつながりが最も強いと思っている。その強みを活かして大学での教育・研究・学修に資するよう、学術情報流通の変革を図るべきということでもとめに代えさせていただきたい。

## 講義「情報伝達のための即席動画作成とその周辺知識について」(概要)

講師：群馬工業高等専門学校 電子情報工学科 准教授 川本 真一 氏

まず、今回の講演で目標を設定した。皆様に手軽に動画制作を始めるきっかけとなるような話題提供ができればというのが、今回の目標となっている。

そのために、Windows10に標準で入っている「フォト」というソフト、あるいはMicrosoft社製のプレゼンテーションなどでよく使われている「PowerPoint(パワーポイント)」というソフトを使い、動画制作をいくつか例として取り上げていく。

この中で関連した動画制作の基本的な流れや、知識というものも合わせて紹介しながら、意外と「PowerPoint」等が使えるのであれば、簡単に動画が作れそうだなと思ってもらえればと考えている。その際に今回ソフトウェアを使う関係上、説明前提として使用する環境としては、Windows10の環境、およびMicrosoft社の「PowerPoint」が使えるような環境を一応想定している。また説明上、一部「Zoom(ズーム)」と呼ばれるオンライン会議サービスを使った録画方法なども紹介する。もちろん、オンライン会議サービスは「Zoom」の他にも様々あるので、そちらでも同様の機能があれば、代用ができるかと思う。

こういったものを使って、今ある環境に近い形でそのまま動画制作ができそう、というところを少し体感してもらえればと考えている。

本日の内容としては、まずは基本的な動画制作の流れというものを紹介した後、いくつかの例を取り上げて、簡単に動画制作を行うところを紹介する。

使っている環境としては、ごく標準的な環境だと思うので、誰でも再現はできるかと思うが、中々簡単な操作でここまでできるのか、これであればもう少しやってみたい、というようなところがあれば、プラスアルファの高機能なソフトウェアへも移行できるような、基本的な知識までは紹介したいと考えている。

まず基本的な動画制作の流れということで、動画制作には大きく分けて3つのステップがある。

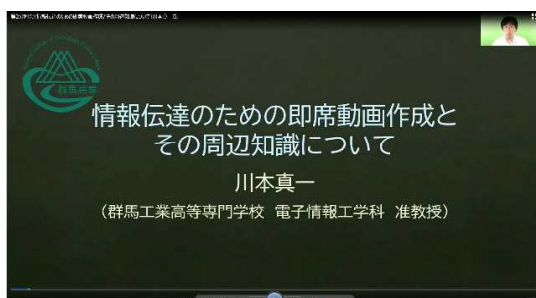
プリプロダクション、これは映像をどのように作っていくかという企画やその映像の構成、あるいはシナリオ作成にあたる。このシナリオができると、シナリオに必要な動画の撮影、音の録音、あるいは素材を制作するといったプロダクションをというものがある。これらが揃うと最後ポストプロダクションということで、シナリオに合わせて準備した素材を組み合わせ、動画として編集し、最終的に納品する形式の動画に出力するというような流れになる。

これらの3つの流れが終わると、動画が仕上がるということで、いずれも動画に重要なプロセスであるが、特に前半のプリプロダクションと呼ばれるもの、およびプロダクションと呼ばれるもの、つまりは編集に至るまでの工程というのが、非常に動画を作る上で重要になってきている。ただ、裏を返せばこの部分、シナリオあるいは素材、これらが準備されているならば、やることは最後のポストプロダクションになるので、ある程度省力化が可能と考えられる。このポストプロダクションの中にある編集というのは、実際には事前に用意してあるシナリオに基づいて素材を組み合わせ、動画としてまとめる作業のことを言う。一般的なイメージとして動画制作というと、この編集部分を思い浮かべる方も多と思う。今回の講演では、このポストプロダクション、特に編集というところを中心に紹介するように構成した。早速いくつかの動画作成事例を取り上げたいと思う。

### 「PowerPoint」を使った動画作成

まずは、スライド素材を使って動画を制作するというものだ。ここで「PowerPoint」というソフトを使う。「PowerPoint」については皆様よくご存知かと思うが、Microsoft社製のプレゼンテーション用ソフトウェアである。プレゼンテーション、あるいは何かの説明をする際によく使われているソフトウェアではあるが、これは視点を変えてみると動画や音声を埋め込むことができるデジタルの紙芝居ツール、という風にも取ることもできるだろう。

ここで先の動画制作の基本的な流れに当てはめた時に、事前にスライドを作成するので、この時



点でその話の流れ・構成などを作っているわけだ。つまり、スライド作成は動画制作におけるプリプロダクションとみなすこともできるだろう。あるいは、そのスライドの中に動画なり音声などのコンテンツ素材が埋め込んであれば、すでに素材等も用意されている、つまりプロダクションのところも終わっているというような状態が、プレゼンテーション直前のスライドデータとなる。これがあるならば、あとはポストプロダクションするだけということになるかと思う。

今回はそのようなすでに「PowerPoint」のスライドデータがあるようなケースを考え、いくつかの動画出力を見ていきたいと思う。おそらく「PowerPoint」で何かをつくって情報伝達をしている場合、それを動画にするというようなことができれば、比較的簡単に動画作成ができるのかな、とイメージしてもらえるかと思ったので、こちらを題材に取り上げた。

まずは各スライドに何らかの情報が書いてある時、スライドを一定時間で切り替えるような動画を作りたい、という場合を考える。事例としては例えば、スライドに連絡事項が書いてあって、このスライドを順番に表示しながら動画にするようなもの、あるいはスライドの中に写真を貼り付けておいて、順番に表示することでフォトアルバム、フォトビデオ作るといったようなものがこれにあたる。

このような場合だと、もうどのスライド、どの写真、どの情報をどれくらいの長さで表示するかということは一定時間と決まっているわけなので、編集までほぼ完了しているという風に考えることができる。つまりあとは動画を出力するだけである。そこで使うのは、「PowerPoint」の中にはビデオ作成機能である。これで出力をすれば良いわけだ。具体的に「PowerPoint2016」を例としてみていきたいと思う。それよりも新しい「PowerPoint2019」やMicrosoft365の「PowerPoint」などでも、基本的には同様の機能は提供されていると思う。今回は「PowerPoint2016」を例とした操作例となるが、同様と考えていただきたい。

まずはメニューの中に「ファイル」というものがあるので、これを選択する。そうするとファイルメニューが出てくるので、その中の「エクスポート」というものを選ぶ。その後、エクスポートメニューの中に「ビデオの作成」と、これでビデオを作成する。ただ、ビデオ作成する際にもいくつか設定できることがあるので、この中について少し紹介していきたいと思う。

「ビデオの作成」は、3箇所設定する場所がある。一つ目は動画品質の設定だ。この場合はプレゼンテーション品質と書いてあるが、サイズは何通りか用意されている。ここで括弧の中に「1920×1080」と書いてあるが、これは動画のサイズのことである。動画が横1920点、縦1080点の動画を出力するという意味になる。

この話をする際に補足として、ディスプレイの解像度の話をする。ご存知の方も多いかと思うが、ディスプレイというのは様々な文字の情報、画像などを非常に小さな点の集まりで表現している。この一つ一つの点のことを「画素」あるいは「ピクセル」と呼んで、ディスプレイの中に表示できる画素の総数を「画素数」という。この画素数というのを考えた時に、ディスプレイの解像度というのはディスプレイの中に、いくつ画素が表示できるかというものを表した数値であって、一般には先ほどのかけ算のような式に書いてある通り、横に表示できる画素数×縦に表示できる画素数という形で表現してあることがほとんどである。この数値が大きいほど、きめ細かい画像が表示できるというわけだ。そのような数値が先ほどのプレゼンテーション品質というところで設定ができる。

この設定が終わった後、次に真ん中のところでタイミング・ナレーションの使用の有無を選択する。ここでは規定の時間で定期的に切り替えることを想定して、「記録されたタイミングとナレーションを使用しない」というのを選ぶ。これを選ぶとその下で、設定する規定の時間というものでスライドが切り替わる。また、スライドの中にナレーションのような音があっても、それはビデオに含めないよう出力される。

最後に各スライドの所要時間というものを設定する。ここでは単位は秒であり、例えば「10.00」と設定すると、1枚のスライドあたり10秒間表示をして、次のスライドに切り替えるというような動画が出力される。これらを設定して「ビデオの作成」を押せば、動画が出力されるというわけだ。

では、このようにして設定した例を出力する、一つの出力例を見てみたいと思う。

ここでは『フォトアルバムを「PowerPoint」で作る、動画作成をするには』ということを実例として考えてみたいと思う。今回スライドには、1枚1スライドで写真を中央に配置する。また、写真の横には撮影場所をテキストで書き込んである。また、画面を切り替える時の効果として、「ピールオフ」



という効果を設定した。これは紙をめくるような効果である。

このようなスライドが事前に準備されているとする。これらを動画出力する際に先ほどのプレゼンテーション品質で記録されたタイミング・ナレーションを使用せず、各スライドは3秒ごとに切り替えながら表示していくとする。このように出力すると次のような動画を作ることができる。このようにスライドは1枚ずつ紙をめくるように変わっていく、1枚あたり3秒かけて表示し、スライドの中身が動画として出力されるわけだ。このようにスライドに書かれたものをそのまま出力する動画というのは、非常に簡単に作れるので、皆様が「PowerPoint」でプレゼンテーション用のスライドや情報掲示用のスライドが作れていれば、これらはすべて簡単に動画にできるというわけだ。

さて、もう少し情報を加えてみよう。次は、もしスライドの中にアニメーション、あるいは画面切り替えのタイミングをもっと細かく設定したスライドがある場合を考える。

実はこの場合もほとんど変わらない。設定ができていけるわけなので、あとは出力すれば動画は比較的簡単にできる。このようなアニメーションや画面の切り替えのタイミングを設定済みである場合に、先ほどと違うところは「ナレーションタイミングの使用の有無」が変わるだけだ。今回は「記録されたタイミングとナレーションを使用する」という選択を行って出力すればよい。このような条件で設定すると、スライドの中にタイミング等が設定されていれば、そのタイミングを使って動画が出力される。もし一部のスライドでタイミングが設定されていなかったとしても、その場合は規定のタイミングでスライドを切り替えてくれる。このようにすれば、スライドの切り替えのタイミングやアニメーションを作り込んであったとしても、それも動画に出力できるというわけだ。

では、これも例をみてみよう。

今回カウントダウンの動画を作ること考える。カウントダウンという動画は動画のソフトであれば簡単に、標準的なものがあるが、自分たちで作ることも比較的簡単にできる。「PowerPoint」を使えば非常に簡単にできたりする。

例えばそれぞれの中に文字とか図形を配置しておく。また、1秒ごとに何かアニメーションするような図形のアニメーションも設定しておく。スライドの切り替えもページによって切り替えタイミングを設定しておく。どこで設定するかというと、場面切り替えのタイミングは「自動的に切り替え」というところで、秒数を指定することで切り替えタイミングを調整できる。こちらでタイミングを埋め込むこともできる。このようにアニメーションやタイミングを設定してある場合に、出力としては先ほどの設定の真ん中、「記録されたタイミングとナレーションを使用する」、この部分だけ変えて出力するだけだ。では、このように設定された動画を出力してみるとどのようなものが得られるかということ、例えば次のような出力を得ることができる。

このように3・2・1とアニメーションが表示される。これは「PowerPoint」に埋め込んだ文字、および図形のアニメーションがそのまま出ているので、「PowerPoint」に表現できるようなアニメーションであれば、すべて動画にできるというわけだ。このあたりは「PowerPoint」に様々なアニメーションが用意されているので、それを上手く活用すれば比較的簡単にこういった効果はつけることができる。さらに、「PowerPoint」というのはプレゼンテーションを利用される方だと、リハーサルを行うということがあるかと思う。また、「PowerPoint」のスライドの中に説明の音声も埋め込みたい、なんていうような要望もあるだろう。そういったプレゼンテーションのタイミング、あるいはナレーションというものも記録してあれば、先ほどと同様に実は動画に出力することができる。これもアニメーションや画面切り替えのタイミングを設定済みである出力と全く変わらない。違いは、タイミングやナレーションを記録してあるかどうかだけだ。このナレーション等の切り替えについては、「アニメーション」の中に「スライドショーの記録」というがあるので、これを使えばナレーションの音声、あるいはその時のスライド切り替えのタイミング等も記録しておくことができる。

ナレーションの「スライドショーの切り替え」という機能を使うと、次のような「スライドショーの記録」という窓が出てくる。この窓の中では、どのような情報を記録するかというのを設定することができる。例えばスライドアニメーションのタイミングを記録する、あるいはナレーション(音声)、あるいは「PowerPoint」の中ではインクやレーザーポインターというものを表示する機能もあるので、これらを記録することもできる。これらの記録したいものにチェックをつけて記録開始とすると、スライドショーが始まる。始まったところから全て記録されているので、その時にコ

ンピューターにマイク等を繋いで音声を吹き込んであげれば、その時の音声も録音される。また、その時にスライドも切り替えていけばスライドの切り替えタイミングもそのまま記録され、それが保存されるということになる。この記録・保存されているものを再度ビデオに書き出すと、先ほどと同様の形式でビデオに書き出してあげれば、ナレーションの音声も含んだ動画を作ることができる。こちらでも簡単な例で紹介すると、先ほどカウントダウンがあったと思うが、そこにナレーションの音声を加えたものを作った。ここではすでに「PowerPoint」の中に簡単な音声を加えてあるので、動画再生中はこちらからは音声は発しない。流れてくるものはすでに「PowerPoint」の中記録されているナレーション音声である。では、再生してみたいと思う。

<動画再生> 「PowerPoint」を使ったインスタント動画再生デモ開始まで、3・2・1、スタート

このように、「PowerPoint」の中に音声を埋め込めば、音声も当然動画として出力できるというわけだ。「PowerPoint」で表現できるものであれば、かなりのことが動画に変換し、出力できることがわかるかと思う。つまり、うまく「PowerPoint」さえ使えば、「PowerPoint」自体がもう動画編集のためのツールとして活用できる。これらは今まで「PowerPoint」やMicrosoft社のソフトを使ってきた経験がそのまま活かせる、ということの意味している。もしこういったソフトを使ったことがあれば、そのまま動画作成に進んでもらえるということがわかってもらえたかと思う。

というわけで、もし「PowerPoint」、スライドが作れるのであれば、もう「ビデオの作成」ということさえ覚えれば動画は作れるわけだ。ただ、動画作成する際に今までスライドを作ってきた時の経験と若干違うところがあるので、その注意点を少しだけ紹介したいと思う。

ここでは三つほど紹介しておきたいと思う。

一つ目は文字図形の視認性・可読性が変化する。スライドで直接表示している場合と動画を出力してから、その出力した動画を見た時には、このあたりが変わってしまうことに注意が必要である。

二つ目はスライドの表示時間の話だ。スライドをライブでコントロールしている場合であれば、様子を見ながら切り替えることもできるが、動画に出力してしまうとどうしても時間が固定されてしまうので注意が必要だ。

三つ目は音声で伝える場合の言葉の設計。スライドデータだと、どうしても文字の情報があるが、それに加えて音声でナレーションを加えた場合はそういった文字で伝える言葉とは違った設計を考える必要もあるというようなことを少しだけ紹介したいと思う。

まずは一つ目。文字図形の視認性・可読性。これは視認性というのは見やすさ、可読性は読みやすさということだが、スライドを直接表示する場合と動画に出力した場合には、少し変わってしまう。なので、動画に出力する際は想定する視聴環境でその内容を確認できるかどうか、文字が読めるかどうかを動画に出力してから、動画を再生することで確認しておくことが重要になる。なぜならば、スライドデータというのは実は文字や図形を拡大しても非常に綺麗に出力してくれるようにできている。普段はあまり意識しなくても実際にそれを動画に出してしまうと、動画では点の集合、画素の集合に変換して出力する。そのため、特に小さな文字とか、あるいは小さな図形というものは潰れて表示をされてしまい、その結果、視認性や可読性が低下する可能性があるということに気を留めておく必要がある。例えばここでは左から右に向けて「群馬」という文字を28ポイントから8ポイントまで、フォントのサイズを変えながら徐々に小さくしながら書いてある。もちろん画面上では綺麗に見える可能性はあるが、表示環境あるいは動画に出力した際には小さな文字の「群馬」は、はっきり読めない、あるいは潰れてしまって読み取れないなんていうことがあるのかもしれない。このあたりは実際に出力して確認をすることで、正しく情報が伝わるのかどうかを確認しておく必要があるだろう。

また、色についても同様に注意が必要だ。文字や図の見えやすさというのは一般に明度差、明るさの差で決まると言われている。この視認性が高いというのは、先ほども言った通り、ハッキリ見えることだが、組み合わせとして明るい文字を暗い背景の前に置く、あるいは暗い文字を明るい背景の前に置くようなケースだと、明度の差、明るさの差は大きくなるので、非常に見やすい。逆に暗い文字に暗い背景、明るい文字で明るい背景だとなかなかそういった明度差が取れないため、視認性が低くなるということがある。このあたりも見え方、演出の意図に応じて設計する必要がある

だろう。

フォント、書体によっても変わると言われている。一般に日本語のゴシック体あるいは英語のサンセリフ体というものは、視認性の高いフォントと言われている。これらの特徴はセリフと呼ばれる鱗のような装飾がないもので、縦横の線の太さが均一の書体だ。例えば、游ゴシックやArialというものがこれらにあたる。一方で明朝体、セリフ体と呼ばれるものは読みやすさ、可読性に優れると言われるフォントだ。これらはセリフと呼ばれる装飾のようなものが付いていて、横線よりも縦線の方が太い書体だ。また、見た目については同じ書体であっても文字の太さ、フォントウェイトというが、これによっても印象が変わる。

ここまではデザインの話ではあるが、これを動画に出力しようとした際に先ほどと同様に点の集合に変化するの、細い線などは動画に変換した際に潰れてしまう、消えてしまう可能性があるところにも注意が必要となる。

二つ目はスライドの表示時間の話だ。スライドで連絡事項などの文書を動画化しておきたいということがあってもいいかもしれないが、その場合も文章を読むための時間を予め確保しておく必要がある。一般に文字やテロップなどであれば1秒間に4文字程度であればスムーズに読めると言われている。また、アナウンサーの原稿であれば、早ければ1分間に300文字程度、つまり1秒5文字程度の原稿が作られていることがあると言われている。アナウンサーのように声を出してこの速度で読むのは大変かもしれないが、黙読で読むというようなことを考えれば、1秒間あたり4文字から5文字程度の時間は取っておく必要があると考えられる。

最後に音声で言葉を伝える場合の話だ。スライドに書いてある文字で伝える言葉と、音で伝える言葉では特徴が違うことに注意が必要だ。特に音で伝える言葉というのは基本、後戻りして確認できないということを想定しておく必要がある。このような音で伝える情報、ナレーションなどではこの音だけで意味が伝わるように言葉を設計していることが望ましいと言われている。ただ、どういう風にすれば良いかと言われても、なかなか難しいところがあるので、簡単なチェック方法としては原稿を作った場合、それをすべてかなに書き直して、かな書きの原稿を声に出して読んでみた時につまる、わかりにくい、ちょっと聞き取りにくい、というようなところがあった場合はその部分を見直すということが一つの案だと思う。

なお、最近であればオンデマンドで動画を見るというコンテンツの場合だと、巻き戻しも聞き直しも可能なので、もう少し柔軟に設計は出来る。しかし、基本ナレーションを入れる場合は後戻りして確認できないということを想定してナレーションの言語を設定する方が良いと考える。

その他、そういったことを設計する際のポイントとしては、例えば内容を簡潔に一文の長さを短く作るとか、同音異義語避ける、もしそういうようなものを見つけたらより意味が明確な言葉に置き換えてみるとか、あるいは聞き取りにくい言葉を避けるというのが望ましい。一般には、ま行、ら行、な行、や行などの音は聞き取りにくいと言われているので、そういったものを避けられるのであれば避ける方が望ましいかもしれない。あとは難しい言葉は使わない。なかなか話しにくい、聞き取りにくい、ということもあるので、極力日常的に使う言葉に置き換えてみると良いだろう。後はリズムを大切にすると、聞いているほうも話している方も心地よいリズムで聞こえるということがスムーズな理解に繋がると思うので、実際に声に出して読んでみてスムーズに言葉も流れていくことを確認しながら、原稿を作るということを考える。

### 「Zoom」を使った動画作成

さて、ここまではスライドを使った例の話だったが、少し視点を変えたいと思う。

コンピューターの操作を教えたいという場合であれば、コンピューターの画面を録画したいということもあるだろう。そういった場合もWindowsの環境で録画することができる。

例えばWindowsの標準環境として「ゲームバー」というのがある。これだとアプリケーション単位で操作を録画しておくこともできる。ただ、一部のアプリケーションでは録画できないものもあるため注意が必要だ。

一方、近年ではオンライン会議などで様々なサービスが出ており、「Zoom」などの会議システムを使って画面共有し、その画面を録画するといったことでもPC操作の録画が可能だ。この場合は、画面を共有できるものであれば概ね録画ができる。先ほどのようにアプリケーション単位だけでは

なく、画面全体を共有することもできるので、複数のソフト、複数のアプリケーションの連携などをデモンストレーションしたいといったこともできる。その他にも様々あるが、今回は「Zoom」を例にして話をしたいと思う。

「Zoom」というのはビデオ会議システムの一つのサービスである。その他にもMicrosoft社のものなど代替のソフトは色々あるかと思うが、今回は「Zoom」で説明させていただく。

会議に参加するシステムなので、最小構成としてはパソコンが1台あり、ネットワークに繋がれば問題はない。ただ、音声等を含めたい場合はコンピューターにもマイクが付いていたりするが、できればヘッドセットマイク等を用意すると、より聞き取りやすい明瞭な音声を録音できるかと思う。

使い方としてはネットワークに繋がっているPCを用意し、「Zoom」で会議を設定する。あとは共有したいソフトウェアを立ち上げておいて、その画面を共有し、録画するというような流れだ。「Zoom」等のオンライン会議システムに参加したことがあれば、その参加のついでに画面共有と録画という機能だけ覚えれば、そのままPCの操作の様子を録画することができる。

例えば、画面録画している様子をスクリーンショットに撮ったのだが、裏側に録画したいプレゼンテーションがある。前面の方に「Zoom」のコントロールをするための操作画面があり、その中の「詳細」というところに「レコーディング」というものがある。この「レコーディング」を押せば、動画が録画できるわけだ。以降の動画、画面共有していればその場面は録画され、動画に出力される。ただこのようにしてしまうと、画面が一つの場合、他のアプリケーションのウィンドウが重なると、その部分が録画されないといったことがある。例えば先ほどの例、一画面で録画した場合で考えると、このようにレコーディングをした時に真ん中に四角い箱が出ている。実はこれは「Zoom」の中での警告のメッセージ画面が出ているのだが、そういったことが重なってしまうと録画されないこともある。こういうものは注意が必要だが、それさえうまく消すことができれば、「PowerPoint」で操作している様子はすべて録画できるというわけだ。

コンピューター1台だけではなく、メインモニターに加えてサブモニターを用意すると、さらに快適に使える。サブモニターに液晶タブレットを使うと、ペンで直感的にポイントを指定したり、書き込みができる。また、このサブモニター全体だけを共有して、メインモニターの方はコントロールだけにすることで、より操作性が上がる。

イメージとしてはこのような形、左側がメインモニターの画面、右側がサブモニターの画面だ。サブモニターの方だけ「Zoom」で共有している。メインモニターの方には「Zoom」の制御画面や、「PowerPoint」の発表者ツールなどが出ており、メインモニターを見ながらプレゼンテーションをすることで、サブモニターには他の画面が重なることなく、操作・録画ができるということで、より快適に録画ができるかと考えている。

このようにやると、例えば次のように録画すると、「PowerPoint」の中にペンで書き込むということも、ペンタブレットを使えば、普段文字を黒板等に書くのと同じように書き込むこともできる。もちろん他のソフトウェアを使っても画面全体を共有しているので、同様に操作ができる。全体を録画できるという意味では非常にオンライン会議ツールというのも有益かと思われる。

### 「フォト」を使った動画の編集

ここまでは「PowerPoint」と「Zoom」というものを使って、色々作ってきた。他にも素材、実際に撮った写真とか動画とか音楽とか様々あると思うが、最後にそういった素材を組み合わせて映像を作りたいときはどうするかについて考える。

もちろん、「PowerPoint」を使っても頑張ればできる。ただWindowsにも非常に簡単な編集であれば、「フォト」という標準のアプリがあるので、こちらを使ってもできる。またこれではちょっと物足りないという方には、より多機能な編集ソフトも色々ある。

例えば、群馬大学でさせていただいている授業では、Adobe社の「Premiere Pro(プレミアプロ)」というソフトを使っている。その他にも「DaVinci Resolve(ダヴィンチ・リゾルブ)」、「EDIUS(エディウス)」など様々ある。こういった多機能ソフトは当然高度な編集が可能だが、快適に使うにはそれなりにPCも高性能なものが必要になってくるので、今回は入門ということで「フォト」を使った編集について、少しだけ紹介する。

「フォト」には色々な機能がある。その中でよく使うと思われる二つの機能を紹介する。

一つ目はトリミングだ。撮った動画の前後に不要な部分がある場合、これをカットして必要な部分だけ取り出す時に使える。

二つ目はテキスト入りビデオの作成。これは複数の映像等を組み合わせて動画に出力するというようなものだ。その際に音楽等の音や画像のエフェクトなども若干追加できるといったものになっている。

まずはトリミング。トリミングは非常によく使う。「フォト」で動画を開いた時にその中に「編集と作成」というタブがあるので、この中にビデオ編集機能が用意されている。トリミングもその中の一つだ。トリミングの機能呼び出すと、次のような画面が出てくる。下にカーソルがあるが、この白い丸が始点と終点を表している。この始点と終点の間を切り出す、というわけだ。青いカーソルは今表示されている画面だ。これで白いカーソルを動かし、ビデオの始点と終点を指定して切り出す。切り出す区間が決まったら、名前を付けて保存すると、名前を入力すれば指定した区間の動画が切り出されて出力される。トリミングは非常によく使うし、簡単なので「フォト」でもできるということは分かっていたかと思う。

また、複数の素材を組み合わせると、先ほどのトリミング等を行った素材がある場合に編集ということと同様に「フォト」でできる。それは例えばテキスト入りビデオの作成という機能を使えばできる。

ここで基本的な動画編集の流れというものを紹介すると、基本的にはこの三つである。素材を読み込んで、配置・編集して、出力する、この三つだ。

この流れで説明すると、まずは左上の画面、ここに素材を読み込む。プロジェクトライブラリーというのが左上にあるが、ここに動画の素材を追加する。ドラッグ&ドロップする、あるいはここに+マークがあるので、+マークをクリックしてファイルを取り込むことができる。用意できたら、次に下の部分に配置していく。ストーリーボードと書いてあるが、ここに再生したい順番に素材を置いていくだけだ。素材を並べるということだ。さらに必要であればこの部分でタイトルカードという、タイトル画面を表示することもできる。それはここに、「タイトルカードの追加」という機能があるので、これを使えばタイトル画面も指定の長さで表示する、作ることができる。例えばこれをクリックすると、次のようなタイトル場面の作成ができる。このような感じだ。編集ももちろんできる。どれくらいの長さで表示するかとか、テキスト、あるいは背景の色なども調整できる。あるいはここに色々装飾もあるし、場所も変えることができるので、タイトル画面を作る際に利用することができる。

これらを挿入して配置が終わったら、最後に「ビデオの完了」というのを選ぶことで、最終的にビデオを書き出す、エクスポートができる。これを選んだ際にはこういう場面が出てくる。この際を選ぶものは「ビデオの画質」。先ほどと同じだ。この「1080p」というのは何かというと画像のサイズで、縦幅1080点になるような動画を出力してくれると思っていただければ結構だ。

動画のサイズを選んでいただき、エクスポートボタンを押せば動画のファイル名を聞いてくるのでファイル名を入力することで、そのファイル名で編集動画を出力してくれるというわけだ。このように編集した例で出力すると次のようなものを作ることができる。このタイトルは「フォト」で入れたものだ。その後、一つ目に作ったカウントダウンを挿入し、その後二つ目に作ったアルバムを挿入する。作った順番は逆だが、並び替えなどもこのようにできるというわけで、複数の素材があってもこのように結合して、動画にするというのは「フォト」で編集すれば比較的簡単にできるわけだ。また、今回BGMを使うことができないので機能だけ紹介になるが、当然音声、BGM等も追加することができる。

上のほうにそういった機能があるが、例えば「カスタムオーディオ」というのを選んでいただくと、事前にパソコンに保存してある音を差し込むことができる。ナレーションを入れておくとか、BGMを入れておくとか、あるいは効果音を入れておく、そういったことをビデオの中に挿入したい場合には、こういった機能を使うことができる。

ここまではWindowsの標準的なものを使って操作してきた。先ほど話したとおり、編集の流れとしては、素材を読み込んで、素材を配置・編集し、出力するという流れだ。この流れさえ覚えておけば、実は他のソフトでも大きくは変わらない。例として、群馬大学で授業している「Premiere

Pro」で同じような編集をしてみた。時間の関係上、10倍速で再生するが、基本的な流れは同じである。動画編集のための環境を作る、作ってから素材を読み込んで、読み込んだ後に素材を配置する、場合によっては長さを調整し、編集を行って出来上がったら最後に出力をするということをしている。このような形で動画を出力している。読み込み、配置・編集、出力という流れである。基本的にはこの流れでできると思うし、具体的に「PowerPoint」でも同様に出力すると次のような動画が出る。タイトルは省略しているが、カウントダウンが出てきて、写真が出てくる。先ほどと違うのは写真を2倍速で再生するように結合してある。このように長さなども調整が可能だ。

さて「Premiere Pro」を使える方は使っただければと思うが、「フォト」と比べるとよりきめ細やかな編集は可能と言われている。例えば複数の画像、動画、テキストを重ねて同時に表示することができたりするし、エフェクトも「フォト」に比べると多数用意されている。それは画像の加工、つなぎ合わせも色々できるし、速度の調整についてもかなりきめ細やかに、固定の長さだけではなく、秒数を指定するとか部分的な速度を変えるなどもできるし、BGM・効果音、複数の音を重ねるといったことも自由にできる。出力形式も多様に選べ、他にもAdobe社にはソフトがあって、画像を編集する「Photoshop(フォトショップ)」や、音を編集する「Audition(オーディション)」などとも連携して編集はできる、あるいは動画に重ねて音声を録音していくボイスオーバーというような機能もある。実際に出力する際には音のうるささ、聞こえの大きさ、ラウドネスと言うが、これを調整するというような機能などもある。きめ細やかな編集をしたい場合にはどうしてもこういった商用のソフトを使ってあげると、簡単にできるところがあるので、ご興味があればこういったものを学んでいただくこともできる。実はこういった商用ソフトというのは公式のオンライン資料というのが色々用意されている。Adobeの場合、入門資料、あるいはチュートリアルという簡単な映像制作を体験しながら学ぶコンテンツ、あるいは細かな操作を学ぶためのユーザーガイド、マニュアル等も用意されているので、こういったものを見ながら学ぶことができる。

## おわりに

足早になったが今回、「PowerPoint」やWindows標準のソフトウェアだけでも、簡易な動画制作編集が可能であるということを紹介させていただいた。これを通じて、動画制作や編集というのは、身近なソフトで意外と簡単に始められるということを感じ取っていただければと思う。

またいくつか知識を話した中で、動画制作とか編集における基本的な流れというのは、ほぼ共通である。今回は「PowerPoint」と「フォト」を使って編集をしたが、異なる編集ソフトであっても基本的な知識はそのまま生かしていただくことは可能かと思う。また色々やっていく中でもう少しこんなことがしたい、あんなことがしたい、というような形で、より高度な編集を望むようなことも出てくるかもしれない。そういった時には少し高機能なビデオ編集ソフトウェアを試してみるというのも一案かと思う。そういったソフトでは多くの場合、オンラインでマニュアルやチュートリアルも用意してあるので、そういったものを見ながら勉強できるような環境は整えつつあるかと思う。また、時間の関係上、中々話せないこともたくさんあった。プリプロダクション、プロダクションの話はほとんどしていない。撮影編集の機材とか、レンズやカメラやマイクなどの話、あるいは素材収録に関して注意すべきことというのは全然話せていないし、ポストプロダクションに関しても群馬大学の授業では「Premiere Pro」を使った編集などをやっていた。ただそういったものとはちょっと趣旨が違ったため、今回は話していない。またそういったソフトではクロマキーのような画像合成、最近ではAIを使った合成技術などは様々できてきているので、そういったような利用なども話せていないところもある。また授業動画やオンラインライブをする場合の配信での動画というものもちょっと注意が必要で、その際には動画の圧縮やエンコーディングという話を少ししなければいけないところはあるが、今回はそういったところも少し割愛させていただいた内容になる。

また、関連知識として紹介させていたところの一部に関してはこういった参考書を用意し、参照している。いずれも以前、群馬大学の授業で使った教科書ではあるが、図書館にも、もしかしたらあるかも知れないので、ご興味があれば見ていただければと思う。

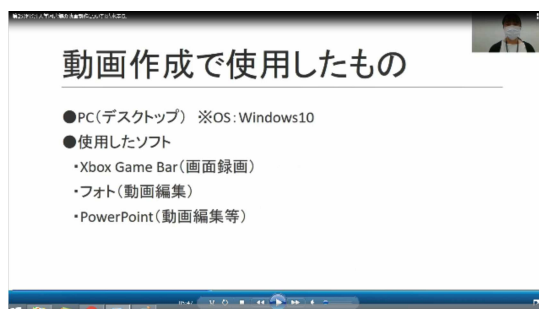
以上、今回の講演は終了である。今回の話題提供で少しでも動画編集というのが、簡単にできそうだと思っていただき、気軽に始めていただけるようなきっかけになれば幸いだ。

## 事例発表「大学図書館の動画制作について」（概要）

講師：清水 圭 氏（高崎健康福祉大学図書館分館 司書）

本学図書館で動画制作に取り組むにあたり使用した、アプリやソフトウェアについて説明する。パソコン画面の録画は、「Xbox Game Bar(エックスボックス ゲーム バー)」というアプリを使って実施した。このアプリは Windows 10に標準でインストールされているものだが、「Zoom(ズーム)」や「Google Meet(グーグル ミート)」などのweb会議ツールの録画機能でも代用可能だと思う。デスクトップ画面やエクスプローラー画面は、このアプリだと録画できない仕様だった。その他、別窓で表示されるダイアログボックスに関しても、録画の中に映し込むことができない。

次に「フォト」というソフトを紹介する。これは動画編集の際に最初に使用したソフトだ。このアプリも Windows 10に標準でインストールされていて、「ビデオエディター」という機能を使用すると、動画の編集が可能になる。操作がすごく簡単で手軽に編集できるが、選べるフォントが少なかったり、テキスト表示させる位置を選ぶことがあまりできなかったり、1つの動画につき1つのコメントしか表示することができなかつた。そのため、複数のコメントを表示させたい場合は、それに合わせて動画を分割する必要があった。



「フォト」で制作した動画は音楽をつけることができる。使用した音楽については、「フォト」で用意されていたものを使用した。他の動画で使用した音楽については、インターネットにてフリーで使える素材を検索し、著作権にも配慮した。

次に紹介するのは「PowerPoint」。現在制作している動画は、すべて「PowerPoint」を使っている。作ったスライドショーをそのままビデオ出力できるため、とても便利だ。「フォト」と比べると、自由に編集も可能だが、スライド内に動画を挿入した場合、コメントに設定するアニメーションについて、細かい調整が必要だ。動画の部分にブックマークを設定し、それを活用してアニメーションを設定するのだが、このブックマークの位置を調整するのがかなり手間だった。

続いて、本学学生から作成した動画について発表する。

### 【高崎健康福祉大学司書課程学生による発表①】健康福祉学部 社会福祉学科 桑原 亮 氏

これから紹介するショートムービーの企画・監督・撮影・編集を行った。この動画は、健大の大学祭である「藤龍祭」で公開する司書課程のプロモーション動画として企画が始まり、在学生や健大進学を考える中高生、その保護者、地域住民など皆様に見てもらい、健大がどんな大学なのか知ってもらおうというテーマのもと、司書課程として図書館の視点から作ったものである。

この企画をよりよいものにしていくために、私が事前に作成した見本動画をもとに、司書課程の学生に話して協力を仰ぎ、アイデアを出し合い、ショートムービーを担当する人、司書課程の動画を担当する人で分けて、効率化を図った。初めてショートムービーを作るということもあり、健大の図書館をどのように表現したら多くの人に楽しんでもらい、理解してもらえるような作品になっていくのかを先ほどのテーマとともに考えていった。私が作った動画では、特に健大図書館の雰囲気と学生のやり取りを重視して、健大にある3つの図書館を利用する学生の様子をショートストーリーとして組み立て撮影した。今視聴されている動画は健大図書館の本館をメインとしたものだ。健大の図書館の中で一番広い本館、大学の学びに沿った内容の書籍などが豊富に揃っていることを理解できるようなシーンを含め、ただの映像として流すのではなく、シネマチックな映像表現を目指した。しかしそれを目指すのは難しいと、映像技術の未熟さを実感した。

本館編では、2人の学生が図書館を訪れ、広々とした本館の雰囲気とともに、本を探し、読む、一緒に話すなど、2人の時間を楽しみながら図書館で有意義に過ごすというイメージで撮影した。本館、分館、薬学部図書・資料室の3つのショートムービー、ショートムービー総集編+司書課程紹介の動画があり、それぞれ10月22、23日の大学祭開催期間に大学祭ホームページにおいて公開した。

分館編では、本館編の2人がミニゲストとして登場するなど、それぞれ異なるストーリー性や撮影に工夫を持たせて作っている。図書館職員と学生のシーンを入れて図書館における人と人との関わりが大切であることを何かしらの形で入れてみたかったのだが、アイデア不足でうまく取り入れられなかったのは残念な点だ。編集技術が追いつかず、表現できなかったシーンもあったが、スマホでの本格的な撮影、動画編集など慣れない作業の中で形にすることができた動画だと思っている。また、撮影に協力してくれた司書課程の学生に大いに感謝している。

制作には「VILL0(プロ)」という編集ソフトを用いて動画編集を行い、オープニングとエンディングの映像素材と司書課程オリジナルロゴも「adobe illustrator(アドビ イラストレーター)」を用いて私が作った。



### 【学生による発表②】健康福祉学部 社会福祉学科 布施 和真 氏

私は司書課程紹介動画、プロモーションビデオの監督・企画・撮影・編集を行った。

まず、制作した目的についてだが、大きく3つある。一つ目は大学の文化祭動画を提出すること、二つ目は司書課程の存在を知ってもらうということ、三つ目は司書課程を専攻するメリットを伝えるということだ。

プロモーションビデオでは、図書館を紹介するというよりも健大生が司書になるための学問に取り組んでいることを紹介する点を意識している。

次に制作方法についてお話しする。企画は、先生や学生数名の話し合いの意見を参考にして行った。撮影に使用した器具はスマートフォンと三脚のみで、大学図書館本館で撮影を行った。編集についてはパソコンにて「Premiere Pro(プレミアプロ)」というソフトを用いて行った。

動画の構成については、導入・司書課程の説明・司書課程のメリットを紹介・インタビュー・まとめの5つの構成にした。導入とまとめはあいさつなどを行い、司書課程の説明では、本学の司書課程や司書の仕事内容を紹介した。司書課程のメリットでは本学と他大学での司書課程の違いや、専攻するメリットをまとめた。インタビュー部分では、本学に勤務する司書に複数の質問を行い、回答していただいたものを載せた。

制作時に意識して一番気をつけたことは、シンプルな動画にまとめることだ。また、著作権に注意し、使用した素材は著作権フリー又は編集を行った桑原と私が作成したもののみとなっている。

動画のイメージについて、朝のニュース番組をイメージさせるような画面づくりを行い、現在 YouTubeで流行っているようなテロップの出し方を意識した。ただ、シンプルにまとめたかったため、ニュース番組とYouTubeのイメージをうまく調和させることに苦労した。

この動画を通して、たくさんの人に司書課程を知ってもらい、図書館に興味を持ってもらえることを願っている。

### 【学生による発表③】健康福祉学部 社会福祉学科 伊藤 悠馬 氏

私は2人の作成した映像の両方に出演させていただいた。基本的には、2人の案やイメージ通りに映像が撮影されることを目指した。しかし、それだけではなく、映像に出演した他の学生たちと、こうしたが良くなるのではないかと、伝わりやすいのではないかと等、意見を出し合いながら作り上げることができた。また私は撮影の際の許可取りや、学生課との連絡、相談、他の司書課程の学生と情報共有をする役割も担当した。

この映像を作成するにあたり、様々な形の協力を受けながら、一つのものを作り上げるという貴重な体験をすることができた。大学の文化祭における司書課程の活動としてのみならず、私たち自身の成長にもつながったと思う。



第 3 分 科 会 （ 学 校 図 書 館 ） 報 告

<p>テ ー マ</p>	<p>SDGsと学校図書館</p>
<p>開催趣旨</p>	<p>2013年のユネスコ総会で採択されたESD「持続可能な開発のための教育」は、SDGsの目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」として位置づけられました。この考え方は、学習指導要領の基盤となる理念でもあります。</p> <p>そこで第3分科会では、SDGsと学校図書館の関係について取り上げることにしました。社会には、どう対処したら良いのか、誰も答えを与えてくれない問題が山積しています。正解のない問題に対応し、自分なりの答えを考え出す力をつけさせるために、どのような企画をし展示をしてゆくのか。手近な問題を自分の問題として捉えて行動できる児童・生徒を育成するために、何をどのように伝えてゆくのか。学校図書館にできることを探っていきたい。</p>
<p>内 容</p>	<p>事例発表①（45分）「小学校図書館におけるSDGsへの取り組み」 花川 智子 氏（目黒区立五本木小学校 学校図書館支援員）</p> <p>事例発表②（30分）「80字創作で磨く『正解のない問いへの答え方』」 岡部 秀樹 氏（県立沼田高等学校 司書専門員）</p> <p>事例発表③（30分）「『引用』の授業、どうしてですか？」 青木 いず美 氏（甘楽町立福島小学校 司書教諭）</p> <p>事例発表④（30分）「群馬県立太田高等学校の明治期蔵書」 関塚 誠（県立太田高等学校 教諭）</p>
<p>動画再生回数</p>	<p>4 1 9 回 （発表① 160回／発表② 85回／発表③ 118回／発表④ 56回）</p>
<p>分科会 検討会</p>	<p>責任者：石関政志（前橋西高等学校） 司 会： 同上 記 録：藤井智章（太田市立葦川小学校）、若林拓也（太田市立旭中学校） 検討員：木下恵美（前橋西高等学校）、由良かおり（前橋東高等学校）、 角田奈々（高崎高等学校）、川島 勉（大間々高等学校）、 田島瑞樹（板倉高等学校）</p>



## 事例発表「『引用』の授業、どうしてますか？」

青木 いず美 氏(甘楽町立福島小学校 司書教諭)

小学校学習指導要領(国語編)の中で、情報の扱いに関する事項が新設され、その中に引用・出典についての学習が小学校3・4年生にある。実際、引用・出典の授業がどのように行われているのか、勤務校の実態や授業実践を紹介していく。

まず、「引用」とは、「本や文章の一節や文、語句などをそのまま抜き出すことである。」(学習指導要領国語編)とある。小学校のみならず、中学校、高等学校、大学等でも、引用の仕方や出典の書き方、奥付の見方などを学ぶ必要があると考える。

甘楽町3校の小学校3～6年生対象の引用に関するアンケート調査でも、正答率の高い項目(著者名や書名を答える等)がある反面、正答率の低い項目(出版社名を答える等)もあるなど課題が見られ、司書教諭が授業に入ることや学校司書による支援の必要性を感じる。

また、教職員のアンケートでも、引用の授業において、司書教諭、図書主任、学校司書の活用が有効であろうという結果も出ている。そこで、授業では、児童が引用について、知識として理解するだけでなく、実際に以下の(1)～(3)の手順で繰り返し学ぶことで、学習内容の定着を図った。

また、授業は主に司書教諭が行い、担任及び学校司書はサブの立場で実践を行った。

(1) 引用の意味を知る(引用は、借りて使う物だから、著作権法違反にならない決まりを学ぶ。)

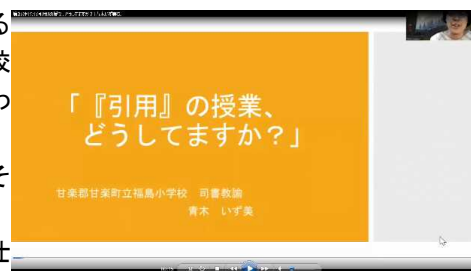
- ① 「どうしても使いたい」ときだけ      ② きちんと「くべつ」      ③ 「そのまま」使う
- ④ 全部やたくさんはだめだよ      ⑤ 出典(しゅってん)を書く

(2) 実際に引用する

(3) 奥付を見て出典を書く

なお、国語科だけでなく、総合的な学習の時間や読書感想文の授業等でも実践は行われた。また、校内研修で出典について教職員が学んだり、3年生以上で、共通の情報カードを活用したりする実践も行われた。

今後は、子どもたちが6年間で「引用」「出典」「奥付」の意味がわかり、それらのスキルを使うことができるよう、意識して授業に取り組みたい。また、国語科だけでなく、社会科、総合的な学習の時間等でも活用でき、さらには、中学校、高等学校、大学、社会人でも使えるスキルの1つとして、子どもたちに指導していきたい。



## 事例発表「群馬県立太田高等学校の明治期蔵書」

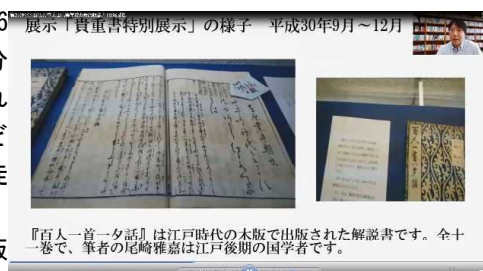
関塚 誠 氏(群馬県立太田高等学校 教諭)

明治30年(1897年)に発足した太田高等学校には、明治36年には『図書目録』があり古くから図書室があったことが分かる。また、図書館の書庫には、徳川慶喜の時代に発行された「ブリタニカ百科事典」などの洋書や、江戸期の版本などの和書も多数ある。これらの多数の蔵書の活用として、生徒の身近な話題に合わせて「貴重書特別展示」を実施してきた。

映画「ちはやふる」での企画では、江戸時代の木版で出版された解説書『百人一首夕話』全十一巻(尾崎雅嘉著)を、映画「君の名は」での企画では、箱入りの『萬葉集古義』(藤原雅澄著)を用いた。こちらは展示室ではなく閲覧室に直接展示した。また「貴重書特別展示」だけでなく、新入生対象の図書館オリエンテーションでは、高校の歴史の説明や師範学校で使われた古文の文法書『文章添削方針』の紹介などを行い、実際に古い本を触らせることもした。

令和の改元に合わせた「太田高校図書館蔵書で見る『令和』」展では、先の『萬葉集古義』を活用して、展示室や閲覧室で紹介した。さらに、フライヤーも作成して、分かりやすく解説をした。

最近の展示では、去年は校歌に歌われている地元の人物として「新田義貞」展を、今年は校歌の作者である「土井晩翠」展を実施し、二つの展示を通して明治37年に作られた古い校歌について解説した。明治期蔵書などの古書を今後も生徒に見せ、触れさせることで授業に活用していきたい。



# 群馬県図書館大会アンケート

回答者数

29人

質問1の回答一覧

(1) 記念講演「知のアーカイブとしての図書館を考える」(根本彰氏)



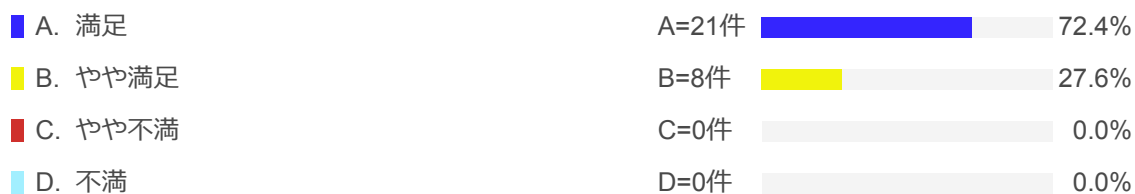
質問2の回答一覧

(2) 第1分科会「図書館の再定置：群馬県から考える」(福島幸宏氏)



質問3の回答一覧

(3) 第1分科会「群馬県立図書館デジタルライブラリーの県域化について」(市村晃一郎氏)



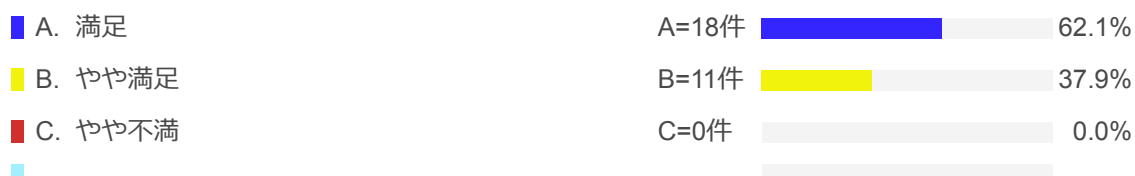
質問4の回答一覧

(4) 第2分科会「著作権と学術情報流通の変革」(森一郎氏)



質問5の回答一覧

(5) 第2分科会「情報伝達のための即席動画作成とその周辺知識について」(川本真一氏)



D. 不満 D=0件 0.0%

質問6の回答一覧

(6) 第2分科会「大学図書館の動画制作について」(清水圭氏)

A. 満足	A=17件	58.6%
B. やや満足	B=11件	37.9%
C. やや不満	C=1件	3.4%
D. 不満	D=0件	0.0%

質問7の回答一覧

(7) 第3分科会「小学校図書館におけるSDGsへの取り組み」(花川智子氏)

A. 満足	A=25件	86.2%
B. やや満足	B=4件	13.8%
C. やや不満	C=0件	0.0%
D. 不満	D=0件	0.0%

質問8の回答一覧

(8) 第3分科会「80字創作で磨く『正解のない問いへの答え方』」(岡部秀樹氏)

A. 満足	A=17件	58.6%
B. やや満足	B=12件	41.4%
C. やや不満	C=0件	0.0%
D. 不満	D=0件	0.0%

質問9の回答一覧

(9) 第3分科会「『引用』の授業、どうしていますか?」(青木いず美氏)

A. 満足	A=20件	69.0%
B. やや満足	B=8件	27.6%
C. やや不満	C=1件	3.4%
D. 不満	D=0件	0.0%

質問10の回答一覧

(10) 第3分科会「群馬県立太田高等学校の明治期蔵書」(関塚誠氏)

A. 満足	A=16件	55.2%
B. やや満足	B=11件	37.9%
C. やや不満	C=2件	6.9%
D. 不満	D=0件	0.0%

# **第 1 9 回群馬県図書館大会 報告書**

発 行 日： 令和 4 年 3 月 1 8 日

編集・発行： 群馬県図書館協会